

令和4年白川町議会第4回定例会会議録（第1日）

1. 応招年月日 令和4年12月15日（木）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名者の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 承第5号 専決処分した事件の承認について
令和4年度白川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議第40号 白川町個人情報保護法施行条例について
- 日程第6 議第41号 白川町情報公開条例について
- 日程第7 議第42号 白川町情報公開及び個人情報保護審査会条例について
- 日程第8 議第43号 白川町いじめ防止対策推進条例について
- 日程第9 議第44号 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程だい10 議第45号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第46号 白川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第47号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第13 議第48号 白川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第49号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第15 議第50号 令和4年度白川町一般会計補正予算（第4号）
議第51号 令和4年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第52号 令和4年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

3. 出席議員 1番 渡邊昌俊君、 2番 杉山哉史君、 3番 伊佐治優君、
4番 三戸勝徳君、 5番 田口守也君、 6番 佐伯好典君、

7 番 梅田みつよ君、 8 番 今井昌平君、 9 番 藤井宏之君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 佐伯正貴君、	副町長 安江章君、
教育長 鈴木雅史君、	総務課長 藤井充宏君、
企画課長 長尾弘巳君、	町民課長 今瀬恵美君、
保健福祉課長 三宅正仁君、	農林課長 藤井寿弘君、
建設環境課長 三ツ石克明君、	教育課長 大岩裕樹君、
会計管理者 今井健吾君、	

6. 職務のために出席した者

事務局長 安江宏行君、	書 記 田口直子君、
書 記 今井和樹君	

7. 会議の経過

（議長 9 番 藤井宏之君）

○ 議 長 おはようございます。本日は令和4年白川町議会第4回の定例会ということで議員また、執行部各位の皆様方にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。一昨日の13日にこの白川町におきまして、加茂東部3町村の議会議員研修交流会を行いました。この東部3町村というのは白川町、東白川村、七宗町の3町村でありますけども、今回この研修会におきまして、テーマとして、この可児加茂地域の救急医療の現状と問題点について中部国際医療センターの副病院長であります、山田実貴人先生をお招きし、お話を伺いました。そのお話の問題点につきまして、3つほどお聞きしましたのでお伝えをさせていただきます。

まず1つ目におきましては、この可児加茂を含む中濃圏、いわゆる中濃地域の人口におきましては県下で2番目に多い、そして面積的にも県下で2番目に広いという地域でありますけども、そこに従事していただいている、いわゆるお医者さんの数が県内で最も低いということ、そして全国平均でも下回っているということであり、特に小児科のお医者さんが不足しているのは、顕著に表れているということです。2つ目には、この可児加茂地域を含む、この中濃圏、高齢化による救急搬送の人員が今後さらに増え続けるということがあり、それに伴って受け入れ拒否が増加するということになるということもお聞きをしております。そして3番目には、今後2035年まで増え続ける救急搬送を、どのようにこの地域で対応していくかが最大の問題であるという、この3点について知ることができました。私はこれをお聞きしまして、この地域にとっても最も大きな課題である、また問題であるということを改めて知ることと共に、とても不安になった次第で

あります。この件につきましては、またいずれ議会だより等でも町民の皆様にお伝えできればというふうに思っております。

そして最後ですけれども、今年も余すところあとわずかとなりましたが、このコロナ感染も第8波が猛威を振るわせております。年末を控え、どうか感染対策には万全を尽くしていただきまして、良いお年を終えお迎えくださるよう祈念いたしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 議 長 なお、本日の会議は、C C N e t の中継録画を許可しておりますので、ご承知おきください。

○ 議 長 ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

○ 議 長 ただいまから令和4年白川町議会第4回定例会を開会いたします。

○ 議 長 会議に先立ち、事務局長をして諸般の報告をさせます。事務局長。
(事務局長 安江宏行君)

○ 事務局長 令和4年9月第3回定例会以降の諸般の報告をした。

なお、令和4年9月26日、10月25日、11月25日執行されました例月出納検査の結果が議長宛に報告されましたので、その写しを、また専決処分された法第7号損害賠償の額の決定について町長から議会に報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておりますよろしくお願いします。以上でございます。

○ 議 長 直ちに本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

○ 議 長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

○ 議 長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、
5番 田口守也君、6番 佐伯好典君を指名します。

◇日程第2 会期の決定

○ 議 長 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

○ 議 長 お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの6日間としたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から12月20日までの6日間と決定しました。

○ 議 長 ここで町長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。町長。
(町長 佐伯正貴君 登壇)

○ 町 長 令和4年白川町議会第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。早いもので今年も残すところ2週間余りとなりました。大きな災害もなく、比較的穏やかな年であったかと思っておりますけれども、町行政にとっては激動の

1年でありました。細江町政の初年度として、3月定例会で当初予算をお認めいただき、令和4年度の各種事業を進めかけておりました矢先に、6月体調を崩されて入院、7月には辞意を表明、8月には町長選挙の執行と、今年の前半は議会を始め、町民、職員の皆さんにもご心配やご苦労をおかけしたことを思います。ここにきてようやく平常を取り戻した感もございますが、未だに私が町長として不慣れなために、関係各位にはご迷惑をおかけしているのではないかとこの場をおかりしてお詫びを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、昨年同様に年末に向けて感染拡大の傾向となっており、町内でも爆発的なクラスターは発生していませんが、ほぼ毎日新規感染者の報告があるような状況です。第2類相当から第5類への見直しも検討されてはいますが早急に結論は出ず、当面は感染予防対策の中での活動を余儀なくされると思われます。また、物価高騰の動向についても、先行きが見えず、燃料関係はもとより、食品に至るまで、様々なものが値上がりをしております。この状況が今後さらに悪化するのではないかと心配をするところです。今定例会に上程しております補正予算では、コロナ対策の追加と物価高騰対策として、関連事業の予算を計上しております。水道基本料金の減免事業の延長や高校生の支援、農業機械のメイン助成など、国の交付金を活用した施策を実施したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

話は少し変わりますが、今、私の考えていることについて、少し触れさせていただきたいと思います。人口減少が進む中で、交流人口を拡大することについては、以前から取り組んでまいりましたが特に大学生のフィールドワークの場として白川町を積極的に活用していただけないかを調整していきたいと思っております。今までにも白川茶で東海学院大学と、東濃ヒノキでは、大同大学と共に活動して参りましたが、一過性で終わらせることなく、その後も繋がりのできた学生の皆さんに、白川町と関わってもらえるようになったらと考えております。新年度新たな大学と調整中でございますけれども、また正式に決まりましたらご報告をいたしたいと思っております。

この冬は比較的に温かい状態が続いておりましたが、最近の長期予報では、今冬は冬型の気圧配置が強く、寒気の影響を受けやすいとされております。ここ数年は積雪が少ない傾向が続いておりましたが、想定外の気象状況が続いておる中で、対処できるように万全を期してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に提出いたしました諸議案について、ご説明を申し上げます。本定例会に提出いたしました議案は、専決処分の事件の承認1件、条例の制定4件、条例の一部改正6件令和4年度一般会計、国保特別会計、簡易水道特別

会計補正予算3件の、合わせて14件を上程しております。

承第5号は、専決処分をしました令和4年度白川町一般会計補正予算第3号について承認を求めるものでございます。この補正は、価格高騰緊急支援給付金および、岐阜県子育て世帯負担軽減給付金の各給付事業に伴い、5,387万円を追加して、補正後の予算総額を67億308万円としたもので、財源としての歳入は全て国庫補助金および県補助金でございます。

議第40号から43号は、条例の制定であります。議第40号は、国の個人情報保護制度の見直しに伴い、令和5年4月1日から、地方公共団体にも新法の規定が適用されることとなったため、地方公共団体がそれぞれで定めていた条例を廃止し、新法の施行に必要な事項を定めるもので、議第41号および42号は、いずれも同条例の廃止に伴い、新たに制定しようとするものであります。議第43号は、本町における、いじめ防止等の対策を推進し、子ども達が安心して生活し、健やかに成長することができる環境を整えるため、いじめ防止対策推進法に規定されるものの他、本町の基本理念および、基本的な事項を定めようとするものであります。

議第44号から49号は、条例の一部改正であります。議第44号および45号は、人事院勧告の内容に準じ、期末手当の支給率および若年層の職員の給与の額を改定するもので、議第46号および47号は、地方公務員の定年を段階的に引き上げるとともに、組織全体としての活力維持や、高齢期における職業生活設計の支援などを図る改正地方公務員法の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。議第48号は、現行のを白川町情報公開および個人情報保護に関する条例の廃止に伴い、現行条例の運用規程を新法における該当条項に改めるもので、議第49号は事務の効率化および金融機関における窓口対応の取りやめにより督促手数料を廃止するため、関係条例について、それぞれ所要の改正を行おうとするものであります。

議第50号は、令和4年度一般会計補正予算第4号であります。今回の補正では、総額7,213万円を追加して、補正後の予算総額を67億7,521万円とするもので、当初予算編成以降に生じた人事異動給与改定等に伴う人件費調整のほか、所要の補正を行うものであります。主な内容としましては、冒頭に少し触れましたけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種のコロナ感染症対策事業、物価高騰対策としては、水道基本料金の減免、農業関連の補助、高校生の支援等に係る費用を計上しております。また、国の第二次補正予算に伴い、妊娠期から出産、子育てまでの経済的支援として出産子育て応援交付金を、その他、原油価格、電気ガス料金を含む物価の高騰の影響による町の施設維持管理に係る光熱水費の不足額、土地改良事業、道路新設改良事業

における県営事業負担金を追加したほか、不用額を調整して整理し、当面必要な費用について補正をお願いするものであります。これに対する歳入予算としましては、国県支出金、繰越金等を追加し財政調整基金の繰入と調整を減額して、収支の均衡を図っております。

議第51号は、令和4年度国民健康保険特別会計補正予算第2号で、一般保険者の療養費などとして、445万円を追加し、補正後の予算総額を10億903万円とするものであります。

議第52号は、令和4年度簡易水道特別会計補正予算第3号で、電気料金の値上げに伴う施設電気料および修繕料として約1,050万円を追加する一方、施設建設改良事業の実施計画見直しにより、480万円を減額するなど、補正後の予算総額を5億6,994万円とするものであります。

以上、今回提案いたしました諸議案について、その概要を説明いたしましたが、幸いにして、議員各位のご賛同を賜りますならば、的確な執行を図ってまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

◇日程第3 一般質問

○ 議長 日程第3「一般質問」を行います。

今回の定例会には、5名の通告がありますので、通告順にこれを許します。なお、一般質問については、申し合わせにより、今までの大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式はこれまでどおり、質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め、1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく、制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。また再質問、再々質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問等はしないようお願いします。簡潔明瞭に質問、答弁をされるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

○ 議長 7番 梅田みつよ君。

(7番 梅田みつよ君)

○ 7番 皆さん、おはようございます。質問に先立ちまして、今年も残すところあと半月となりました。1年の締めくくりとしても、本日も元気いっぱい質問してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長より発言を許されましたので、質問に入らせていただきます。まず1つ目は、带状疱疹ワクチンについて質問をいたします。コロナ禍で、国の進めるコロナワクチン接種は本町でも順調に取り組まれ、町民の皆様もワクチンの接種5回目終了しようとしております。その中で、コロナに罹患された方、またコロナ禍で免疫力が低下した方、あるいは様々な要因が重なったことによって引き起こ

る带状疱疹があります。以前町議会でも、带状疱疹ワクチンが岐阜県保険医協会より要望として挙げられておりましたが、採択に至らなかった経緯があります。それ以降数ヶ月経ち、带状疱疹ワクチンの話題から少し遠ざかっておりまして、大変申し訳ないと考えておりますが、それから、期間が経ちまして、この頃になり再び住民の方から、やはり、带状疱疹ワクチンの接種への補助の強いご要望がありましたので、質問をさせていただきます。带状疱疹ワクチン接種補助を導入する考えはないか伺います。お願いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○ 保健福祉課長 それでは、7番梅田議員の第1項目、带状疱疹ワクチンについてのご質問にお答えします。現在、带状疱疹ワクチンとして、2016年に带状疱疹への使用が追加された水痘用の生ワクチンと、2018年に認可された不活化ワクチンが、50歳以上の方に使用できるようになっています。生ワクチンは一回接種で有効性が早く低下するものの、価格は低く抑えられていますが、不活化ワクチンは、二回接種で有効性が長く維持されるものの、価格は非常に高いものとなっています。この予防接種は、予防接種法に基づく定期接種に位置付けられておらず、任意接種として自己負担のもと、実施されているもので、自治体により接種費用への助成はさまざまです。岐阜県内においては、4自治体で助成を行っており、その内3自治体は令和4年度からの実施となっています。このため、本ワクチンへの助成については、今後の全国、県内の動向もみながら新年度に向けて検討していきたいと考えています。また、带状疱疹は、過労やストレスなどにより免疫力が低下すると、過去に感染した水痘ウイルスが活性化して発症するといわれており、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われてしています。このため、今後、助成の有無にかかわらず、带状疱疹への注意喚起や予防のための健康づくり、早期受診の啓発や、ワクチンなどの情報提供に努めていきたいと考えています。以上答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ君)

○ 7 番 带状疱疹といいますのは、早期に治療を開始すれば、比較的軽快して看過いたしますけれども、やはり悪化しますと、つらい神経痛が残ります。そうなりますと、一生辛い痛みと共に生きていかなければならないということになります。これは、带状疱疹を患った当事者でないと分からないものだというふうに考えております。先ほど、課長からおっしゃられた生ワクチン、それから不活化ワクチンなんですが、恵那市は生ワクチン1回の接種に、月大体8,000円程度、

そして、不活化ワクチンの方になりますと、やはり2万円から3万円という高額な接種料金になります。1回の生ワクチンでは大体50%ぐらいの予防効果が5年ぐらい続くと言われております。そして、不活化ワクチンの2万円から3万円の高い方につきましては、90%の予防効果が見込めて、約9年間の予防効果があります。これについて、私はやはり、町民の皆様が自分たちの健康、そして、これから生きていく上で、このワクチンの補助を導入してほしいと強い希望がある限り、やはりこういったことに関して、この高齢化の進むこの町でも、ぜひともの導入を検討していただきたいと思っております。先ほどご説明がありました、県内自治体でも所々の導入があるということでしたが、県内の自治体について、どちらの自治体が進んでいるのか、ご答弁をお願いします。

○ 議 長 答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○ 保健福祉課長 現在、県内で導入している自治体ですが、神戸町、輪之内町、海津市、飛騨市というふうになっています。先ほど説明しましたように、輪之内町はちょっと早くから始めたようですが、あとの自治体は、令和4年度からということになっております。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ君)

○ 7 番 はい、では、導入されている自治体の補助率といえますか、例えば8,000円のワクチンであったら、どのぐらいの助成がなされているかということに関してご存知でしたらお願いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。保健福祉課長。

(保健福祉課長 三宅正仁君)

○ 保健福祉課長 すみません、全ての市町村について把握している訳ではありませんけれど、輪之内町は確か4,000円だったと思います。神戸町が、不活化ワクチンについては、1回当たり1万円、あと生ワクチンについては1回あたり4,000円ということになっております。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ君)

○ 7 番 はい、再質問ではございませんが、約半額の助成があるということは、やはり、健康を維持していくためのそれ以上の効果があるというふうにも思いますので、ぜひとも、導入の検討をお願いして、質問を終わります。

では、次の質問に参ります。地域振興券の福祉サービスへの利用拡大について、2点質問いたします。

コロナ禍で、スタンダードになりつつある、地域振興券は、時に、プレミアム付き地域振興券なども発売され、大きな反響となりました。町の事業所の活性化にも大きく貢献し、また利用者にとってもお得になる仕組みとなっています。現在、町の地域振興券は、白川町地域振興券の発行、及び、取り扱いに関する要綱の条例に基づき、定義として、特定事業者が特定取引を行い、振興券の換金を申し出ることができるようになっていきます。これは前提ではありますが、私は、もっと地域振興券の利用拡大に期待が持てるものがあると考えています。それは、高齢化の進む本町において、高齢者の方が利用されている福祉に関わる費用への利用拡大です。町内の介護事業者様では、すでに地域振興券で介護サービス費用のお支払いに利用していただいているところがあり、お客様には好評です。また、白川病院でも、受診費用のお支払いに利用できるのはみなさんご存知かと思いますので、今後ともご利用いただきたいと考えております。さて、地域振興券をどう使うかについては、利用できるかどうかを、知っているか否かにもあると思います。今年度、町内の介護事業者様で利用できることをご存知でない所があり、早速導入していただいたところ、振興券でのお支払いを受けられたケースもありました。税金の支払いには使用することができないのが残念ですが、在宅介護や施設介護の方で買物に行けない方や、敬老の日や自治会でいただく振興券がお蔵入りになってしまうくらいなら、是非そういったサービスの利用でお使いいただけないかをご提案するものです。現在、介護サービスは、介護保険給付のもと成り立っており、事業そのものは民間の事業所や社会福祉法人が担うもので、お支払いの主流としては、主に口座振替ですが、現金支払いを続けている方もあります。そうした中で、地域振興券を持参いただいた方は、介護サービスの利用料金を持参された振興券の分を引いて、残りを口座振替にするなど大変丁寧な対応いただいている事業所様もあります。つまり、地域振興券の流れは、今まで決まりきったものでしか使用できないという概念を少し改めて、もっと生活に密着した利用拡大が望めるようなものになっていくと良いのではないかと考え、2点質問いたします。

地域振興券の、プレミアム地域振興券の今後の発行の見通しについては、どのようなでしょうか。

○ 議長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 それでは、梅田議員の1つ目の質問にお答えさせていただきます。最初に、プレミアム付き地域振興券について、実績を簡単に報告させていただきます。プレミアム付き地域振興券は、近年では新型コロナウイルス感染症の影響により、町内消費の低迷を緩和するため、国からのコロナ対策臨時交付金を活用し、令和2

年度と令和3年度に実施しております。令和2年度には1口5,000円、お一人10口まで購入できるものとして1,700円のプレミアムをつけて、10口50,000円購入で、67,000円分の振興券を交付しました。換金実績として、総額で2億9,300万円となっています。令和3年度では1口10,000円、お一人3口30,000円まで購入できるものとし、2,400円のプレミアムをつけて3口30,000円購入で、37,200円分の振興券を交付しました。換金実績は、総額で1億7,800万円となっております。町単独の地域振興券とは別に、期間を限定しプレミアムを付けたことで、コロナ過により低迷した町内消費の喚起には大変効果があったものと思います。今後のプレミアム地域振興券の発行の見通しについて、国の交付金を活用した振興券の発行については、現在考えておりませんが、町単独の地域振興券について、プレミアムの増額を行う予定としております。現在は20,000円以上購入された方には500円の地域振興券1枚をサービスしておりますが、500円を1,000円程度のプレミアムにして、できれば来年1月から実施したいと考えています。以上で質問の答えといたします。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ君)

○ 7 番 ありません。2つ目の質問に参ります。今年6月の一般質問の時に、情報として共有させていただきましたが、本町の要支援介護認定者は、令和4年1月の段階で690人です。そこで、地域福祉に関わる費用、例えば、まだ振興券の支払いの導入されていない事業者への啓発、介護サービスやそれに付随したサービス、例えば、町も支援の一端を担う配食サービス、福祉有償運送などでも利用可能となることは今後ご検討があるかどうか伺います。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 はい、それでは2つ目の質問にお答えします。従来、白川町地域振興券は商工業の振興と活性化を目的に平成11年度から導入されました。現在、町内のほとんどの商工業を営む事業所、店舗で利用ができるようになっており、コロナ過で事業者支援を行うことで、一部の医療、福祉関連の事業所でも使用されています。介護、福祉関連での地域振興券の利用について、導入されていない事業者への啓発や、配食サービス、福祉有償運送などでの利用の検討はあるかについては、振興券を有効に利用するためには、商工業に限らず、町民の方の生活の利便性向上が図られることを鑑み、保健福祉担当課とも連携して、利用拡大について前向きに検討していただくよう努めていきたいと思っております。

○ 議 長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(7番 梅田みつよ君)

○ 7 番 再質問はありません。ご検討をお願いして、質問を終わります。

○ 議 長 7番梅田みつよ君の質問を終わります。

○ 議 長 次に、3番伊佐治優君。

(3番 伊佐治優君)

○ 3 番 それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。インボイス制度についてでございます。令和5年10月1日よりインボイス制度が始まります。売手が買手に対し正確な適用税率や、消費税額等を伝える手段で、消費税の支払いがより明確になる事が期待されています。制度上売上1,000万円以下の免税事業者に対する課題はありますが、税の公平に関しては一考させる手段だと考えます。さて、そんなインボイス制度ですが、地方公共団体としても対応が必要になってくると思いますが、現状において関係する部署でどのような課題と対応が考えられるかお伺いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。副町長。

(副町長 安江章君)

○ 副 町 長 3番伊佐治議員の質問につきましては、各課にまたがる部分もございますので、まずは私の方で答弁させていただきます。所管に係る質問がございましたらその際は担当課の方でお答えさせていただきます。伊佐治議員も質問の中で触れておられました通りインボイス制度とは、まず買手は仕入れ税額控除のために、原則として売り手から交付を受けたインボイス、適確請求書と言うそうですが、それを保存する必要があります。売り手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者として登録を受ける必要があります、登録を受けると課税事業者として消費税の申告が必要となるというものです。制度は令和5年10月1日から始まります。そもそもこの制度は、令和元年の消費税改正で、軽減税率が適用された時から議論が始まり、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することを目的に進められているものと聞いています。白川町のような地方公共団体も、発行する請求書等がインボイスに該当しなければ、買手である事業者は仕入れ税額控除を受けることができなくなり、買手である事業者の負担額が増加することとなります。そのため、地方公共団体は消費税の納税の有無に関係なく、インボイス制度には適切に対応する必要がありますので、現在関係する各課で準備を進めているところです。町で該当する取引としましては、公の施設の使用料や封筒などへの広告掲載料、水道の使用料などが該当します。現在、インボイス発行事業者としての登録を済ませ、水道事業については、システム改修の準備を進めているところです。先月21日には、関税務署の方を講師にお迎えし、職員向けに研修会も行いました。課題はとのご質問もいただきましたが、まだ準備の段

階であり、この制度でどういう影響があるのかはまだ正直よく見えてこないというのが現状です。全国には800万の事業者があると言われていますが、そのうちの500万は免税事業者といわれている中で、今回のインボイス制度は、免税事業者にとっては負担が生じ、課税事業者にとってもコストの増加などが懸念されており、中止や延期を求める声も少なくないようです。また最近では、少額取引の場合は、インボイスがなくても税額控除ができるよう期限付きの特例措置も検討されているようですので、制度の実施に向けての準備とともに、情報収集にも努めつつ、対応していきたいと考えています。いずれにしましても、進行状況等につきましては折を見て報告させていただきますし、課題等が出てまいりましたらその都度協議をさせていただきますので、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁が終わりました。再質問ありますか。

(3番 伊佐治優君)

○ 3番 質問ではございませんが、今説明ありましたように、特に10月過ぎてから残り1年ということで、テレビでもPRされております。その中で、いろんな問題がございまして、先ほど答えでありましたように、国の方でも免税業者に対しての減免措置がいろんな対策が取られておりますし、これからもまた変わってくるのではないかなと思いますので、適切に情報収集をしていただいて運用していただきたい。町内では、いわゆる免税営業業者になるであろう方が多々あると思いますので、不利にならないように、そして、消費税を払う側の立場としても、的確に運用していただきたいとお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 3番伊佐治優君の質問を終わります。

○ 議長 次、4番三戸勝徳君。

(4番 三戸勝徳君)

○ 4番 それでは、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。その前に一言だけ申し上げますが、今年も余すところ半月ほどとなりました。1年間やはり昨年と同じように、コロナで始まり、コロナで終わろうとしているというようなそんな1年だったんですが、幸いにも年間を通して大きな災害もなく、今日まで迎えられているということは大変嬉しく思っております。残りわずかとなりましたけども、全ての町民の皆様が健やかに新年を迎えられますことを願いつつ、一般質問をさせていただきます。

私は今回、空き家対策の現状と課題について質問をさせていただきます。空き家対策は全国的な問題であり、それぞれの自治体において様々な取り組みにより問題解決に努めている現状の中、本町においても空き家バンクの設置、移住交流

サポートセンターの設立等により利活用の推進を行い、また、空き家等対策計画の策定、それに基づく実態調査の実施などにより、危険空き家の除去を促すなど、一定の成果が得られていると推測いたします。付随する田畑や山林であったり、税や相続なども含め、様々な問題点もありますが、空き家対策の基本は、活用できるものは活用し、除去すべきものは除去するとの考えのもと、地域作り、住まい作りに取り組み、それを支援していくものであると考えます。昨年9月定例会において、危険空き家について質問いたしました。また12月定例会では、伊佐治議員が空き家の利活用について、佐伯議員が空き家になる前の取り組み、空き家取得者に対する支援について質問されました。それから1年が経過した中で、その後の取り組みや成果、課題等についてお伺い致します。はじめに空き家の実態調査のうち、各自治会による1次調査が予定通り実施されたと聞いております。今年度内には、サポートセンターによる2次調査が行われるとのことですが、まず1次調査の集計結果から、過去との比較も含め、現状どのようなことが考えられるのかをお尋ねいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 はい、それでは三戸議員の質問にお答えいたします。空き家の実態調査については、平成25年度、今から9年前に当時の各自治会長さんを通じて集落内の空き家状況を把握したのが最初となります。集まった空き家の情報は、空き家バンクを立ち上げる時の基礎データとして活用し、以後、追加、修正を加えながらバックデータとして活用して参りました。本年、実施した調査は、空き家バンクの運営をお願いしている一般社団法人白川町移住交流サポートセンターにて、前回と同じく自治会長さんを通じて集落の空き家の状況を確認させていただいたものです。最新の空き家の数や状態の把握と、危険など集落に影響を及ぼす恐れのある空き家の有無について、1次調査として聴き取りしたものになります。調査の結果ですが、白川町内の空き家の数は、9年前の調査では451棟であったものが、今年の10月1日現在では547棟となりました。これは単純に9年間で96棟の空き家が増えたというわけではなくて、実際にはもっと多くの空き家が発生しており、売却や賃貸で住み家として解消されたものが100軒程度、取り壊しにより消滅したものは50軒程度あり、これらを差し引いた数字になります。町内65自治会のうち、空き家が増加した自治会は47自治会、約7割の自治会で空き家が増えており、世帯数の減少とともに確実に空き家は増えてきている状況が伺えるところです。過去との比較から、現状どのようなことが考えられるかについてですが、まず空き家率、町内の住宅の内、空き家が占める割合について考察いたします。9年前の空き家率は町内全体の平均が13.3%でしたが、今

回は16.9%となり3.6ポイント増えております。参考に平成30年のデータになりますが、全国平均の空き家率は13.6%、岐阜県全体の平均空き家率は15.6%であり、いずれもそれらより高い水準であることがわかります。更に、空き家率20%以上、5軒に1軒が空き家となっている自治会は、9年前の調査では11自治会あったものが、今回の調査では20自治会に増えております。空き家になる原因については、昨年的一般質問でもお答えしましたが、跡継ぎのない高齢者世帯が多くなっており、主が亡くなったり、介護施設へ転居されるなど誰も住まなくなることで空き家になるケースが多いと思いますが、詳しい原因については、今回の調査をもとに実際に現地を確認することで、主だった原因や、地域性などもわかってくるのではないかと思います。また、危険な状態や環境に影響があるとして、自治会長さんから報告をいただいた空き家は、町内全体で44軒になりました。この物件についても、現地で2次調査により詳細を把握する必要があります。その結果を受け、空き家の状態に応じた対応をして参りたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

○ 4 番 はい、細かな説明、また、報告をいただきましたけども、この1次調査をされた中でですね、今、答弁にも少しありましたが、やはり、熱心にその調査を行っていただき、いろんな報告までいただいたという自治会もあったというような事なんですけども、こういういろんな調査とかですね、常に熱量が違ったりして、いわゆる地域によっていろんなことが出てくるという事がよくあるんですけども、今回の1次調査を集計される中で、そういった地域による温度差っていうものは感じられたでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 はい、今回調査は移住交流サポートセンターにお願いしまして実施をしていただきました。回答を集計するということでお話をお聞きしましたところ、丁寧に写真をつけて、報告をいただいた自治会もございます。また、なかなか報告がなくてという所もありまして、やはり、自治会によってはそういった温度差というのはあるかなということを感じております。以上でございます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

○ 4 番 はい、温度差があっても、それなりに正確な数字が出てくればそれで問題はないことだと思いますけども、やはり、期限内に回答いただくとかも含めてですけども、今回はもう1調査終わりましたけども、次回の時にはそういったことも含

めてですね、各自治会で同じような思いでやっていただくような努力もしていただきたいと思います。それを踏まえてですが、この後2次調査が行われるということになりますけども、サポートセンターによる調査ということですが、いろいろな目視によってでしょうけども、そのまま住むことが可能であるとか、あるいは少し手を加えれば住めるとか、あるいは大幅なリフォームをしなければ住めない、老朽化がかなり進んでいるとか、あるいは、もう危険空き家だから除去しなきゃいけないとかそうした評価が出てくると思いますが、やはり、そういったことを思ったときには、例えば建築屋さん、大工さんみたいなですね、そういった事を見てよくわかる人も同行して、サポートセンターだけではなく、一緒に見て回ることが有効だと思いますが、この辺りについてはいかがでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 今回の1次調査を受けて、サポートセンターを中心に2次調査を行うという予定にしております。2次調査の内容につきましては、主に外観の確認という事になろうかと思いますが、その外観によってですね、危険であるとか、まだ使えるか、そういったようなことも判断をさせていただくということになります。その後にそういった内容について専門家の知識が必要だったり、地域の方のご理解ということで地域の方とともに調査をするという事も、実際にできたらいいかなというふうに考えております。空き家については、個人の財産でございますが、地域の財産でもありますので、そういった意識を持って地域の方たちも一緒に取り組んでいただけるように町の方も指導してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○ 議 長 ここで、10分間の休憩をします。(午前10時58分)

○ 議 長 再開します。(午前10時10分)

○ 議 長 再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

○ 4 番 先ほどの答弁から関連した流れでの質問となりますのでよろしくお願いします。私の地元黒川なんですが、この黒川地区の中に、こうした空き家問題に対して積極的に関わるということで、特に利活用に関してですけども、黒川空き家プロジェクト会議というものがあります。これは、地域の中にこうしたいわゆる移住相談とか、空き家相談に関わる集落支援員さんが見えますので、その方を中心にして我々地元の町議会議員であったり、あるいは、建設業者であったり、また通信関連の事業を行っている人であったりとか、そういった人がメンバーとなって原則、月に1回そういった会議を行っています。これをやることによってですね、空き家情報というものがリアルタイムに上がってくる、そして、空き家の情報交

換をしまして、それに対してよく知っている人だから私が話しに行こうとか、近くにこうした親戚があるから話をしてみようとか、具体的な動きをしながらやる事によって、空き家バンクへの登録が増えたりですね、あるいは、手放すに当たってのいろいろな問題について、相談を受けたりとか、様々な取り組みをする中で、利活用に繋がるように努力をしておりますけども、やはり、これはたまたま黒川地区にそうした支援員さんがいるからできるというところもありますけども、こうした成果というものを考えた時には、町内各地にもですね、そうしたいわゆる移住相談や空き家相談に特化したような、そういう支援員さんを配置していただいて、そして黒川地区のような組織を立ち上げていただければ、よりこの空き家対策というものが密度の濃いもの、そして成果が上がるものになると思いますけども、この辺の事について、いかがお考えかよろしくお願いいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 現在、集落支援員さんについては、移住交流サポートセンターのスタッフの方にも集落支援員という形で町が推薦し、活動していただいております。黒川の今の集落支援員さんにつきましては、地域からの推薦もございまして、現在、そういった形で、空き家であったり、移住であったり、相談を中心に活動していただいたという事です。他の地域でもそういった集落支援員という方の存在があればですね、同じような動きができるのではないかとということも町は考えております。今後、そういった人材があれば、ぜひ集落支援員という形で関わっていただければ、同じようにそういった対策ですね、広がりが出るのではないかなという事を考えております。以上でございます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(4 番 三戸勝徳君)

○ 4 番 ぜひ、よろしくお願いをいたします。次に補助金の助成を受けて、除去された空き家の数、これは、現在申請中のものも含めてで結構ですが、昨年度の実績と、そして今年度に入ってから現在までの数字を教えてください。

○ 議 長 質問は終わりました答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 はい、それでは老朽空き家等除去事業補助金の昨年度と今年度の補助金を交付した件数についてご報告いたします。老朽空き家等除去事業補助金の昨年度と、今年度で補助金を交付した件数についてですが、昨年度、令和3年度の交付件数は6件、補助金額は合計168万4,000円です。今年度の交付件数は交付予定も含め8件、補助金額は合計230万5,000円となる見込みです。件数が増加した要因は、取り壊しが必要な物件が増えたことも理由ですが、この除去補

助金が周知されたことも要因であると考えます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(4 番 三戸勝徳君)

○ 4 番 今現在ですね8件ということで、年度末までにどのくらい増えるのかわかりませんけども、昨年度よりは増えているということはわかりました。それで私が昨年9月の定例会で、この補助金の限度額を見直してほしいという質問させていただきました所、前町長におかれましては、補助金申請数の増加があれば、限度額の見直しをしていきたいという答弁もいただいております。私が相談を受けて関わったところでもですね、大きな空き家もあれば、小さな家もあるという事ですし、今年度、除去を行ったところもちょっと見させてもらいましたけども、やはり何百万円とかかったところもあったそうですし、中には60万円程度で済んだというような所もあり、非常に幅があるんですけども、平均的にやはり、100万円から150万円ぐらいというように聞いております。そうした時に考えますと、大きな物件ではそんなにメリットはないかもしれませんが、平均的なところを考えますと、やはり補助率も上げつつ限度額も上げていただければメリットが出てくるという事になります。なかなか難しい部分もあるかと思うんですけども、そうしたことによって危険空き家を除去するということに繋がっていけば、話をする中でも相手方に納得していただけるような話もできていくと思いますので、この辺についてはいかがでしょうか。

○ 議 長 質問は終わりました答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 現在の空き家の老朽化除去補助金につきましては、補助率3分の1、限度額30万円ということでございます。おっしゃられた通り、大体空き家の取り壊しにかかる費用としては100万円から120万円ぐらいが多いということです。実績としましては、500万円近くお金のかかった所もあれば、先ほど言われましたように60万円で収まっている事もあります。やはり建物の大きさや処分する内容によって変わってくるというものになりますが、近隣の市町村の様子を見ますと、町の補助率と限度額が同じような形で補助を出しているところが多いです。今後の取り壊しの要望であったり、件数であったりというところですね、もっと需要があり増えてくれば、今の現行の制度を見直す必要があるかと思いますが、しばらくは現状のままでいきたいと思っております。以上でございます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(4 番 三戸勝徳君)

○ 4 番 近隣の市町村との比較というのもありますけれど、やはり、白川町独自でも考えていただき、前向きにご検討いただくようよろしくお願いいたします。それで、

少し参考にお聞きしたいが、補助金申請をせずに除去された物件というものも把握しているでしょうか。

○ 議 長 質問は終わりました答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 はい、家屋を取り壊した場合には町へ届け出をしていただきますが、取り壊しの件数を担当課で確認いたしましたら、現在までで、今年度につきましては11件取り壊しがあったということでございます。その内、この補助事業を使われた方は9件ということで、ほぼ補助金の活用をされているかなということを思っております。2件につきましても、内容がですね該当する空き家かどうかということころまではわかりませんが、町外の方が多いということですので、そういった方にもこういった事がわかるような周知の仕方というものを考えていきたいと思っております。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

○ 4 番 はい、次に空き家を手放したいという思いはあっても、様々な理由で踏み切れない方も現実として多くあります。理由の一つに家財や、残置物を片付けられないというものがあります。空き家バンクへの登録を条件に、サポートセンター独自で費用の2分の1、上限10万円の補助もあるということですが、あまり知られていないことや、それでも自己負担が大きいとの理由で躊躇される方も多いようです。一方で、空き家を賃借、または、取得する者に対しても、家財等の処分に対しての補助金があるので、所有者は家財等を残した状態で空き家バンクに登録することが可能となりますが、この辺りについての考え方をお聞きいたします。

○ 議 長 質問は終わりました答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 空き家の残置物の除去については、白川町住宅取得等支援補助金の補助対象になっております。空き家を購入する場合、家財が残った状態、いわゆる居ぬきの状態で売却・賃貸をする事があり、買う側、借りる側が必要な物を残して残りを処分することになります。これは買う側、借りる側の負担が多いことから、残置物の除去についても補助の対象にしたところですが、空き家の所有者・売る側、貸す側でも売却、又は、賃貸の契約が決まっていれば補助を受けることができる事になっています。周知ができていないため利用されることが少ないと思いますので、残置物の除去により住宅の価値を上げることで空き家の利用が図られるため、今後この点も周知に努めたいと思います。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

○ 4 番 はい、1つ、ちょっと事例を紹介させていただきますが、愛知県の豊田市の小原地区という所、恵那の明智町の県境ですけれども、この大平自治区という所で、空き家片付け大作戦という事で、これは、空き家にあかりをプロジェクトということでやられております。これをサポートセンターから2名視察に11月6日に行かれたということで、視察といっても実際に手伝われたという事です。50名近い方が参加されているが、ここには、若者の定住促進委員会っていうものがあるんですけども、そこからの人達、また地区の住民20名ほど、そして役場支所の職員、ここにはおいでん・さんそんセンターがありますけどもその職員、さらに、所有者のご家族、古物商を営む方も入ってみえるんですけども、さらに、近くに中京大学がありますのでその野球部員が20名ということで総勢50名ほどでやられたということなんですけども、やはり、それをやる事によって、綺麗な状態で、空き家を見に来た人達に見てもらおうという事で、非常に成約率が高くなっているようで、そして、その事によって、手厚い補助も出ているという事になります。ここでは、市から補助金として自治会に対して5万円が出ておるんですけども、これは、50人であれば1人当たり1,000円ぐらいになるんですが、大体昼食代等に充てられるというような事です。そして、処分費の全体の80%で最大20万円までが、この空き家の所有者に出るということになりますので仮に、25万円かかったとしますと、20万円の補助が出て、自己負担は5万円で済むという計算になるんですけども、こういった実績があります。やはり、基本的には残置物は所有者が片付けるというのが基本になっているので、その中で地域が大きな目的を持ってそれを行っているという事なんですけども、この目的は何かというと、子どもの数を増やす事という、いたってシンプルな目的をもって見えます。その子どもの数を増やすためにはどうしたらいいかっていうことになって、そのためには、若者を呼び込む、若者定住促進委員会というものを作ってですね、その中で空き家に対してみんなでしっかり片付け物をして、そして綺麗な状態にして、成約に結びつけていくというようなところです。こういった事例がありますけども、このことをですね、白川町と結びつけたらどうなのかを考えますと、やはり働く場やインフラが整っているかとか、そういうことを考えますと一概に同じようには考える事はできないんですけども、しかし、こうした実績というものがあります。そして紹介しますと、小学校の児童数が2017年38人であったものが、5年後、2022年に57人に増えている。子どもの数、2歳から小学校6年生の人数は、令和元年に23人であったものが、令和4年には49人に増えているという事です。こういった地道な活動が年数を置いた中で、こうした実績、成果を得ているという一つの例なんですけども、そういった事はですね、やはり、地域の中から、そういうものが生まれてこなければいけな

いっていう現実はあるんですけども、その中で、やはり、その先ほどの補助金の事ですね、残置物を片付けるということに対して、地域が主体となってというところがありますけども、先ほどのサポートセンター独自の2分の1、10万円という、ここら辺りも少し見直しをしていただいて、そして、少しでも綺麗な空き家を登録していただいて、それが移住定住にしっかり結びついていくという、いい流れができるように考えますがこの点についてはいかがか、答弁を求めます。

○ 議 長 質問は終わりました答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 今、議員の方から豊田市の、空き家にあかりをプロジェクトのご紹介をいただいたところです。私も4年前豊田市にお邪魔して、おいでん・さんそんセンターという所でそんなお話を聞かせていただきました。おっしゃられる通り、やはり地域の方が目的意識を持って、移住者を迎え入れていると、そのための活動として、空き家の片付けをやってみるということです。まずは、地域のそういった意識の熟成というのが大事になるかなというふうに思います。補助金を用意してということではなく、そういった形でですね、地域の方の意識づけというところを町の方もしっかりお願いしていきたいと思っております。以上でございます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(4番 三戸勝徳君)

○ 4 番 はい、ありがとうございました。地域の中でもですね、積極的にそうしたことも含めて何がいいのかっていうのを取り組んでいきたいと思えますし、ぜひ、行政の方でも、そういったことを後押ししていただけるように、よろしく願いをいたしまして、次の質問に参ります。最後の質問になりますが、空き家になる前に行うべき事、空き家の価値の低下を抑える事、空き家サブリースによる住宅の確保、この3点について、この1年間でどのように取り組み、どんな成果があったのか、そしてどのような課題が見つかったのかをお尋ねいたします。

○ 議 長 質問は終わりました答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 1年間の空き家対策の取り組み、成果、課題について振り返りをしますと、空き家になる前に行うべき事として、町民の方へご自分の財産である住み家を、誰に、どのように残していくのか、繋いでいくのかを考え、話し合っていたくよう、町としてそのような啓発に努める事としておりましたが、積極的な啓発、情報発信はできなかったと反省をするところです。空き家の価値の低下を抑える取り組み、空き家サブリースによる住宅の確保については、移住交流サポートセンターにおいては積極的に取り組みがされております。空き家バンクに登録いただいた物件をセンターが借り上げ、必要な改修を行ったうえで貸し付けることで、

すぐに住める状態の空き家を増やしております。移住希望者等の入居に繋がっており、コロナ禍で十分な移住相談ができない中でしたが、移住者受入れの有効な手段として、ある程度の成果が出ていると感じております。課題でございますが、空き家対策は空き家になる前の対策が重要になってきますので、先ほど申し上げた通り、できていない啓発、情報発信の部分をしっかりやる必要があると思います。そのために、今回の空き家実態調査の結果については、町民の方に町内の空き家が増えている現状を知っていただくよう広報等でお知らせしたいと思います。住んでいる地域や他の地域の状況を知っていただき、課題を先延ばしにしないよう、家庭や地域での話し合いが進むよう努めて参りたいと思います。以上でございます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(4 番 三戸勝徳君)

○ 4 番 はい、再質問はございません。今情報発信の取り組みがちょっとできてないっていうなこともありましたけども、ぜひ、こういったこともですね、町民の皆様にはわかりやすく、そして、今どういう状態で、何が必要なのか、というようなことも含めてですね、ぜひ行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。こういった空き家対策というものに関しては、中には私用財産に税金を使うのか、といったようなことを言われる方もありますが、やはりこうした取り組みというものはですね、確かに移住定住の促進になり、それが人口減少に歯止めをかけ、また、地域力を高めていき、そして持続可能な町づくり、安心安全な町づくりに直結していくものであります。今後も行政と関係機関、そして地域が協働し、一体となって取り組まれることを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議 長 4 番三戸勝徳君の質問を終わります。

○ 議 長 次に、6 番佐伯好典君。

(6 番 佐伯好典君)

○ 6 番 それでは、議長から許可をいただきましたので、私の一般質問に入りたいと思います。僕の質問は、この町の近い遠い将来に向けての質問を3つ、1問1答にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1つ目の質問です。今後、ライセンス化に進むドローンへの町の方針について、今年12月より、かねてより進められていたドローンのライセンス取得試験、いわゆる免許制度の受付が始まりました。人口密集地での目視外飛行において、ライセンス取得が必須になり、都市部でのドローン活用において具体的な制度化が始まったということだと考えます。現在の町でのドローンの活用の中ではライセンスは必要ありませんが、国土交通省は3年後にはドローンスクールで

発行される認定証制度を廃止する方針を打ち出しており、これを以って完全ライセンス化をするようです。これは、国土交通省に確認したところそういった返答をいただきました。ドローンの活用は人口減少が進む中山間地において、住民の生活に貢献するものと認識しており、本町でも令和２年度から今年度までの３年間、地方創生交付金事業での地域再生計画としてドローンの事業を行っています。ライセンス制度の導入、そして、交付金事業最終年度であるこの令和４年にその現状と今後の方針について質問をします。まず１つ目です。現在、町職員でもドローンスクールで認定を受け、ドローンを飛ばすことができる人材が９名いると思います。現在までの活用と効果、そして今後のライセンス化に向けての考えをお願いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 はい。それでは佐伯議員のご質問にお答えします。最初に、町が取り組んで参りました、ドローンの活用事業の概略を説明いたします。令和２年度から令和４年度までの３年間、国の地方創生推進交付金の交付を受けて、ドローンを通じた若者の人材育成と農林・建設業の魅力向上による地域活性化を目的として事業を実施して参りました。１年目の令和２年度には、人材育成とドローンＰＲを行うこととして、町民のドローンパイロットの研修費への助成と、ドローンに関わるイベント機材等を購入し体験イベントの開催などドローンの普及に努めております。町内のドローン事業を展開する民間事業者と協定を結び、操縦技術、災害支援、産業用ドローンの活用、教育現場でのドローン体験など、町と協力してドローンを活用したまちづくりを推進することといたしました。２年目の令和３年度では、農林業分野の活用について実証実験を行っております。農業では、空中散布や獣害対策での活用を検討し、林業では木材搬出、森林管理での活用について実証実験を行いました。教育現場では中学生のドローン授業も始まりました。最終年度の令和４年度では、建設業、教育現場での活用について検証しており、建設業では橋梁や水中での点検作業と、３Ｄ測定の検証を実施しています。教育現場では、中学生の飛行経路のプログラミングに加え、映像の編集授業も行っています。この３年間の国庫事業は、ドローンの持つ様々な可能性を民間事業者と連携して取り組むとともに、町民の方にはドローンを知ること、触れること、実際に操縦するところを支援したものとなります。次に、ドローンのライセンス化についてですが、今年の１２月からドローン操縦の国家資格制度がスタートしました。今までできなかった市街地等の有人地帯での補助者なし目視外飛行、いわゆるレベル４飛行が、国家資格を取得すれば可能となる制度です。３年後には、民間の技能認証で飛行できたレベル３以下の飛行についても、完全に国家資格に移

行される予定です。民間の技能認証を持っている方については、国家資格取得時の費用について軽減措置がされると聞いております。ご質問いただきましたドローンスクールを受講した役場職員についてですが、令和2年度に職員研修として利用の見込まれる課から9名を選出し、ドローンフライト基礎コースを受講しました。受講した職員の現在までのドローンの活用状況は、9名のうち3名の者が業務で活用することができております。職員が受講した目的には、ドローンを率先して業務に活かし、業務の質の向上や効率化、経費削減を図ることや、職員自身のスキルアップも研修のねらいとしておりましたが、利用頻度が低いことや、利用のない部署への異動等により受講した者すべてがドローンに関わることはできておりません。土木、農林関係の使用頻度の高い部署では今後も活用が見込まれており、特にドローンの測量業務においては導入の効果は高く、業務の質の向上が図られております。職員のドローン操縦の国家資格の取得については、現在は考えておりません。ライセンスが必要な飛行を業務上しなければならない場合には、その部分は民家事業者へ委託するなど、できる部分とできない部分に分けて対応したいと思います。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(6番 佐伯好典君)

○ 6 番 はい、9名中3名ほどが活用しており、課によってなかなか使いづらい所もあるというのは理解します。ドローンについては、新しい技術ということでなかなか効果が現れにくかったり、今回みたいに試行錯誤によって9人中、悪い言い方をすると6名は使えてないといった結果になってしまったことは残念ですが、ただ、やはりこういう新しいものに対してこういったアプローチをして、その効果を検証し、次に繋げていくということは非常に重要だと思いますので、いいことだとは思いますが。今の答弁で農林業はやっていくと、3年後まではライセンス化されないでそれまでは使えるものは職員で、そうでないものは業者に頼むというような意味合いで良かったと思いますけれども、3年後、先ほどライセンスはもう町職員では取らせないということだったので、もう3年後からは完全ライセンス化の折には、もう基本的にそういった町のドローン業務というものは基本委託で行うという認識でよろしいか、ちょっと確認をお願いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 現在の職員の利活用につきましては、引継ぎできるところは、継続をしたいというふうに考えております。この事業でドローンの購入をさせていただきましたので、測量技術の中では町の職員のできる部分と委託しなくてはならない部分というのは必ずありまして、その部分については活用していくということになりま

す3年後も改めて国家資格を取るということではなく、できるところを職員で行い、委託すべきところは委託をするという形で進めていくということでございます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(6番 佐伯好典君)

○ 6 番 すいません、ちょっと認識が違うかなと思うんですけど、完全ライセンス化すると、そもそもドローンを飛ばすためにライセンスが必要になるということであって、3年後からはですね要は、ライセンスを取らない職員、先ほど答弁でライセンスは取らないと、職員は取らないと言われたので、つまり3年後からは完全に飛ばせなくなると思うんですね。そうすると3年後からは、基本的に町の事業というのは委託に変わるのか、という形でお聞きしたいんですけれどもそのような形でよろしいでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 はい、今おっしゃられたように完全に移行ということで予定されております。そのようになった場合にはやはり完全に委託をかけるという形になろうかと思えます。以上でございます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(6番 佐伯好典君)

○ 6 番 はいわかりました。3年後は完全に委託になるという形で了解をいたしました。その場合というか、今でも3名の方が使えるという形なんですけれども、町で保有しているドローンがあると思うんですが、そちらは3年後どうされるのか、また現状何台あって、どのような活用されているかお聞きします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 はい、現状、町の方で購入したドローンについてということですが、現在は移住交流サポートセンターに、地域協力隊用にということで1台所有しております。また、町の建設環境課の方で測量用ということで1台、農林課の方で農業委員会等の現地確認等で使用しているものが1台ということで、計3台がございます。完全移行になるということであれば、そういったものを逆に貸し出す形で利用していただくということになろうかと思えます。以上でございます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(6番 佐伯好典君)

○ 6 番 はい、次にいきます。3年ありますので、その活用とかについてはですねドローンもどんどん新しくなりますし、今、多分、町で購入しているものがG D Iの

ものであれば国産のドローンではないかなと思うんですけども、国の方も国産ドローン進めるという形で使えなくなったりする可能性もありますので、またそこから辺は、柔軟に対応していただきたいと思います。続いての質問まいります。このドローン認定制度なんですけれども、町民に対しても補助事業を行っていただきまして、町職員と同じように認定を受けた方々がおられると思います。この方々についても、ライセンス化の折には、その資格を失うことになってしまうと思いますがこのような方々についてどうしていくべきか考えをお願いいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 はいそれではお答えいたします。町民の方のドローンスクール受講に対しまして、町はドローンパイロット育成補助金を交付しております。現在までに17名の方がフライト基礎コースを受講され、民間の技能認証を取得されました。町はドローンの普及、導入に係る研修費用の負担軽減を目的に補助をしており、今後の国家資格の取得に対する助成については、助成の対象にはしない方向で検討しております。ただし、国のドローンに対する規制や規制緩和など情勢が変化し、本町でも有効な活用が具体的に期待されることがあれば改めて支援策を検討することとします。以上です。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(6番 佐伯好典君)

○ 6 番 はい、今のお答えだとライセンス化についての補助は考えていないというお答えだと思います。これもまだ3年後までわからないが、今ドローンの認定制度を持った方、ライセンス化に向けて多少の補助が出ると、例えば車の免許のようにバイクを持っていれば、車の学科が免除されるような形で、多少免除されるとは国も言っているんですけども、その値段も結局、国が指定していないのでいくらになるかっていうのはまだ想像でしかないんですけども、やはり、ある程度の費用がかかってくると思います。このドローンの活用の交付金なんですけれども、白川町がドローンを活用した若者定住促進プロジェクト、ドローンによって仕事の創出をしたり、いろいろなもののいろいろな方々の年収というか、給料を上げていくというような、そういった目的だと思いますけれども、やはり、認定制度の方は補助が出ているが、最終的に3年後はそれが結局外されてしまう。そこを自分達でっていう形になってくると、また、なかなか難しいかなと思う、せっかく町が推進して取りましようといったものをとった方々が、これから取得する方々についてはそういった説明をして、ライセンス化しても補助は出せませんよっていうのは分かるが、今現在取っている方々は、あとは勝手にしてくださいよというより、営農組合とか企業で買ったものもありますし、それを目的に取られた

方々も多分見えると思うので、そういった方々について、ライセンス化の折に何もしないという事は行政として、多少補助を出して、その方々を活かすという形で考えるべきかなと思うんですけれども、その辺り、こういった活用を交付金事業で始めたことですので、それでもやはり、ライセンス化は個人にお任せするのか、それとも、営農組合とか、そういったもともと農業、林業、若者っていう形のくくりがありますので、そういった方々については補助を検討するというような形もあるのか、まだ先の話なのでちょっとお答えにくいとは思いますが、やはり、ここで町の姿勢をお伺いしたいと思いますので、もう一度すいませんが、その部分について、考えをお願いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 最初の答弁の中で、本町でも有効な活用が具体的に期待されることがあれば、支援策を検討したいというお答えをさせていただきました。ここに含んでおりますけれども、現在、認証を取られた方の活動状況というのは、補助金を出している以上確認をしたいというふうに思っております。個人的な利活用をされる方、あるいは営農組合等で散布作業という公的な形で取られた方という立場がございますので、そういったところもしっかり見ていきまして、必要があれば、そういった助成もを考えるという方向で考えております。以上でございます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(6 番 佐伯好典君)

○ 6 番 はい、分かりました。現状とライセンス化に向けて、その方々の使っている状況を見てという形なので、ぜひ、しっかりと活用して使われる方についてはライセンス化の方も補助をお願いしたいなと思いますけれども、やはり、営農組合とかでも、そんなに回数頻度がないと思いますので、もし、そういった方針が決まったのであれば、やはり今ドローンを取得されたこの17名の方々にそういった情報を公開して、これぐらいの頻度で使って、こういうふうであれば、ライセンス化補助しますよ、というような情報を出していただきたいなと思いますので、それをお願いして次の質問に参ります。本町のドローンの取り組みは地方創生交付金事業で行ってきました。今年度が最終年度となりますが今後、町としてどのような方針で進めていくのか、お考えをお願いいたします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 それではお答えいたします。3年間の地方創生推進交付金事業については、ドローンを切り口とした若者定住と農林、建設業の振興を目的に進めてきたところです。町は主にドローンの普及と導入に力を入れ民間事業者と連携して、本町で

の活用について、実証検証を行ってまいりました。検証の結果としては、建設業、土木関連の分野でドローンの活用の実用性が見いだせ、引き続き建設、ＩＣＴでの活用を図っていけると思っております。空の産業革命と言われるドローンの技術はこれからも進化をし、合わせてパイロットへの規制、あるいは規制緩和も、随時行われるのではないかと推察をいたします。町のドローン活用の方針は、民間事業者との連携を引き続き行いまして、規制がある部分や難易度の高い飛行については委託するなど、そういったすみ分けをした活用をしていきたいというふうに思っております。また、この事業で検証に至らなかった輸送や観光など他の分野でのドローン活用も視野に入れまして、刻々と変わります国のドローン情勢に注視して参りたいというふうに思っております。以上でございます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(6番 佐伯好典君)

○ 6 番 はい、ドローンの活用について、今後も使えるところは使っていくと、建設業へのＩＣＴが活用されていたということで、こちらに白川町の総合計画審議会での資料にドローンのＫＰＩを示されたものがあるんですが、令和４年度のドローンを活用したプロジェクトの実施内容として、建設業のＩＣＴ活用、ドローンによる３Ｄ測量と建設ＩＣＴの取り組みを町内外の建設業に提案とあります。これは、事業者にお任せという形で行っているのかもしれませんが、一応行政としてこういった提案をされているという事で、この建設業のＩＣＴの活用について、どれぐらいの件数があつたのかを把握されているかお伺いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 建設関係のＩＣＴの活用につきましては、先ほど言いました３Ｄの測量ですね、そちらの方で活用されているということをお聞きしております。また今度、水中ドローンの実証実験ということで行われるということになっておりまして、有益な使い方ということで、そんなに件数は思ったほど多くはございませんが、従来の利用方法からすると、経費的にもかなり削減されるということを伺っております。以上でございます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(6番 佐伯好典君)

○ 6 番 はい、件数はなかなか把握するのも難しいかと思いますが、やはり数字を出すということは結構重要ですので、またこちら辺も調査をしていただきたいなと思います。今後の方針においても、建設業へのこういったものの活用ということをしていくということなんですけれども、現状を僕の方で把握していなくて申し訳ないんですが、町内外へのドローン活用について、行政からドローンを活用する

ところには補助を与えますよとか、今後進めていくにあたって、今活用があるものに関しては、さらに促すように、そういった広告宣伝や、企業に対しての補助のようなものは今あるのか、今後考えていくのか、両方お願い致します。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君)

○ 企画課長 このドローンの活用について、建設業の実用化が見込まれるという話をさせていただきました。この利用についての活用の広告とか、そういったところへの助成というのが現在はありません。業者につきましては、町内に1社ドローンの活用される業者がごございます。そちらと町で連携をさせていただいて、事業の方を進めておるということでございます。今後については、そういった事業者の活用の更なる研究というか、そういったところに期待をしております、先ほど言いました他の分野についても、そういった活用を町の方は期待をしておるということです。なかなか費用対効果の部分で、できない部分もあるということは伺っておりますけども、そういった企業の活用によりましてドローンがさらに復旧していくかなというふうに考えております。以上でございます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(6番 佐伯好典君)

○ 6 番 はい、わかりました。企業におまかせというか、今の交付金事業の枠内でということだと思いますけれども、今年度で交付金事業が終わるので、今後はですね当然、ドローンの、その企業さんに自立してもらわなければいけないと思いますので、町内でドローンを飛んでる姿を見るかということ、あまり見えるようなものではないのかもしれませんが、その活用の一端がなかなか見えてこない部分もあってですね、やはり、これで交付金事業が打ち切られた場合に、この交付金事業の一番最初の方にもありましたけど、最終的には自立をしていただくという形で書いてはあるんですけれども、なかなか難しい、かといって、やはりドローン、今後の長い見通しを持って町に必要なかどうか、今後それを発展させていくかどうか、そういったことを考えながら、その企業を大切に守っていくのかどうするのか、っていうのを考えていかなければいけないかなと思います。同じこの若者定住促進プロジェクトの方でですね、今年あまりできていない、これから行うドローンツーリズムについてですが、これは今度12月24、25日と、旧チャオでドローンレースを行うという形になっています。ドローンなので、ちっちゃいスペースがあればできると思うんですけれども、この企業を守っていくためというか、更に発展させるために、今、旧白川小学校が空いていると思う、このドローンの企業さんは町内に事務所があって、そこから実際その免許を受けに来た方が飛ばすために、大野台まで上がって、大野台の体育館を活用されており、

更にもう1ヶ所の旧チャオを、要は、事務所から結構離れたところに、分散して拠点がある形になっている。大野台は3年ぐらい前に、一度道が崩れて1年半ぐらい通れなかったことがあり、その時は旧白川小学校の体育館で行っていたと思うんですけども、これ、今、旧校舎の活用がいろんなところで話題になる中、小学校であれば教室もあるし、すぐ横に体育館もあるという形で、こういったドローンの会社で免許を取った方は、教室で授業を受けて、そのまま横に行けば体育館で飛ばせるというような環境を作って、更に、このドローンの町を推進するという方法も考えられるかなと思います。議員研修でも視察に行きましたが、やはりそういった場合はマスコミにも取り上げられて、結構話題になっていいんじゃないかなと思うんですが、そういった会社を旧校舎の活用として町から提案というか、そういったことをする可能性というか、するつもりはないかちょっと伺います。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁については午後1時からお願いするとし、午後1時まで休憩とします。 (午前12時02分)

○ 議 長 再開します。再質問に対する答弁を求めます。町長。 (午後1時00分)
(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 旧白川小学校活用に関係で質問だったと思いますが、以前にもお話をしました、町内の空き校舎の関心の活用につきましては、まだ今、具体的にどの学校をどうということは決まっておられませんけれども、これからそれぞれの空き校舎に対しての活用方法を検討していかなければならないですし、ドローンの事業者の方がそういったご意向があつて、お話の中でお互いの折り合いがつけばそういったこともあろうかと思うんですけども、ご提案の一つとして伺っておいて、これからの検討の材料とさせていただきますので、よろしくお願いします。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。
(6番 佐伯好典君)

○ 6 番 はい、これでドローンの質問を終わりたいと思います。職員は3年後にはライセンスは取らない、また、今認定を受けた町民の方々には、その使用に向けてしっかり今後も使うということがあればライセンス化に向けての補助、というお話をいただきました。やはりそうすると、一定数ドローンを持っている方が減っていくんですけど、その分企業というものが大事になってきてですね、やっぱり白川町はドローンの町というものを目指すのであれば、せっかく生まれた新しい産業ですので、大切に町の方針をしっかり決めて、3年後のライセンス化に向けて方針を決めた上で進めていっていただきたいなと思います。それでは、次の質問に参ります。町の基金について質問します。現在、町には一般会計では11、特別会計では4、合計15の基金があります。その運用についてはそれぞれ条例に

よって決められていますが、近年ほとんど動きのないものや、設定された以上の積立がなされているものなどが見受けられます。町財政において、町長をはじめ行政執行部の努力により、借金の返済へ充てている実質公債費比率や将来負担比率は毎年改善しており、町執行部の日々の努力には感謝をしていますが、一方で自由に使える一般財源が豊富ではない中、基金の活用も考えていくべきだと考え、質問をします。まず1つ目です。様々な基金がある中で、条例によって金額が決められているものもあります。基金はいざという時になくてはならない、という考えも理解はしますが、町の活性化や町長の施策をいち早く実現するために、必要に応じて使うべきではないかと考えます。そのためにそれぞれの基金に対し、基準額を設け、余剰分は積極的に町の事業に使うということはいできないでしょうか。答弁をお願いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 それでは、質問にお答えさせていただきます。まずは、町の財政運営に対して評価をいただいたということにお礼を申し上げます。現在、町の方で設置しております基金は、全会計合わせまして18、実はございますが、現金だけではなくて現物と混ざったような混在した基金も3ございますので、実際に運用が使えるというものは議員のご質問にありますように、15というのがその基金であろうかと思えます。そもそも基金とはという話を少しだけさせていただきますけれども、町が設置しております基金は、地方自治法に定めがございまして、条例の定めるところにより、特定の目的のため財産を維持し資金を積み立て、または定額の資金を運用するため設ける財産、というような定義がなされております。この基金大きく分けると、運用基金と積立基金というこの2つの種類になります。特に基金の中のうち財政調整基金でございますけれども、こちらは地方財政法の方にその設置が定められておりまして、ご質問にございましたように、まさに、いざという時に使うための基金ということになります。その財政調整基金、どの程度の蓄えが妥当な金額かということがよく問いただされますけれども、非常に難しいところでございますが、一般的な基準としては、標準財政規模の10から20%程度が妥当であろうというように言われております。本町のこの財政調整基金でございますけれども、残高8億今はございまして、標準財政規模から見ますと、19%の額ということになっておりまして、先ほど申しました10から20%という中の範囲に入っておるという状況でございます。基金の基準額を設けるということについてでございますけれども、基金によって定めのあるものもありますけれども、積み立てする額、それから、取り崩す額、それぞれにつきましては毎年度予算、それから決算の段階で、それぞれ定めておりまして、議会の方でお

認めいただいてその内容で執行しておりますので、基準額と言われますのはそれぞれの基金のその上限額になろうかと思えますけれども、それは個々の基金によるものと考えております。ですので、基金の余剰分という考え方も、特にありませんけれども、各種の事業の執行に当たってはその財源が不足する場合に対応する基金の取り崩しをさせていただいて、それぞれ活用し、事業を進めるということにしておりますので、議員各位のご理解をいただきたいと思います。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(6 番 佐伯好典君)

○ 6 番 はい、なかなか余剰分という考え方をすることが難しいというお話でした。基金の中で金額が決められているものが1つあってですね、地域福祉基金、これは条例のところに金額は4,000万円とすると、条例にあるんですけども、現状2億1,300万円程あるということで、この場合のその基準額というものの指標というのはどういうものか、基準を4,000万円とするのであれば、今5倍ほどあるという形になりますので、そういったところを見たところで、こちらとしてはちょっと余剰分ではないのかなと、しかも、この地域福祉基金はですね、最近僕が予算書を調べたところだと動きがなかった訳です。他の基金についても動きがないものが結構たくさんあるのではないかというこっちの感覚ですけども、そう思えるものがありまして、動きが近年見られなくて、積み立てがずっと進んでいるような基金があるのであれば、ある程度、先ほどの質問で述べたように、今こういう時代ですので、どんどん新しいことにチャレンジするのは難しいかもしれませんが、これを有効活用してという形で、そういった地域福祉基金にあるような基準額を設けてはどうかなというふうに考えたところなんです。繰り返しになってしまうんですけども、こういった地域福祉の方では基準額があるというところですので、他の部分というのは、どういう考え方をすればいいのか、地域福祉基金の4,000万円、その上の部分っていうのはやはりその余剰と考えるのはちょっとおかしいのかというところをすいませんが、説明をお願いしたいと思います。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 ありがとうございます。いくつか基金のある中で、この地域福祉基金というのは、そもそも利息について活用していくという基金でありまして、一般的には果実運用型基金と言われるものでございます。そもそもの基金の積み立てた金額を使うというよりは、毎年、毎年、基金から発生する利息を福祉の事業に使っていくということで作られた基金でありまして、当初基金を積み立てして始めた時の条例の制定時には4,000万円という上限で、それ以降はそれぞれその時の事

情に応じて積み立てをすることができるというような書き方をされておりまして、基本的には4,000万円ですが、決して4,000万円以上積んではいけないという訳ではなく、その分の余裕があれば積んでいくというような基金になっております。おそらく当初は今と思うと利息が結構高い時期でありまして、4,000万円程度の基金の中でもある程度の利息はあったのかなと思われます。昨今、利息がかなり落ちてきまして、本当に積み立てをしても利息というのは本当に少しの金額しかないものですから、その利息を産んで何かをしていこうという時には、元の金額を少し増やしてやらないと、利息が増えてこないということもありまして、ある程度の積み立てもしてきて、その分の利息を今運用しておるような状況です。当時、私の担当課に居た時には、年間に100万円以上の利息があつて、その分を福祉施設で行われる事業の方に当てておったんですけれども、このところ落ちてきまして、本当に利息だけでは十分な事業も行えないということで、この利息に一般財源を加えたような形で、それぞれの福祉事業の方で得られる事業は今行っているような状況です。ですので、2億円ほどの金額を持っておりますが、大きな福祉の施設関係の何か事業があった場合には使うことがあられるかもしれませんが、このところ大きな福祉関係事業がございませんで、使っておらず、そのままずっとこの金額できているというような状況ですが、これから先大きな福祉関係の事業が発生した時には、崩すことがあるかと思われますけれども、そのような関係でこの基金についてはちょっと特殊な基金ということで利息運用するための基金でありましたので、そういった動きのない状況になっておりますが、今後は使うこともあろうかと思ひます。その時はまた皆さんにご協議いただきますけれどもそういった経緯でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(6番 佐伯好典君)

○ 6 番 はい、わかりました。金利もずいぶん下がってきているので、こういった果実運用型基金というものも元本が増えないと役に立たないということだと思います。地域福祉基金が条例に、地域福祉の増進に資する各種民間活動の振興を図る、というふうに書いてありますので、町長が言われたように、またそういった民間からの動きがある場合はぜひこの基金を活用して、町の福祉をより進める方向に、他の基金もそうなんですけども、有効に活用していただきたいなと思ひます。続いて、基金の2つ目の質問に参ります。基金とは、保険的な役割と、未来へ向けての投資、という考えもできると思ひます。未来への投資と考えた場合、それは子どもに他なりません。前9月定例会でも伊佐治議員から子育てに関する施策の充実が訴えられましたが、この基金を利用し、未来の子ども達への投資として積立て、例えば成人し白川へ戻った際に家を建てたり、起業する資金としてその基

金を活かす、というような基金の新しい創出は考えられませんか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 はい、ご質問ございましたように、基金が未来の投資と言われればその通りかもしれません。庁舎整備基金のように使途が明確に定められているものについては、別としまして、基金の中の産業振興基金や地域振興基金については、充当先の制限というものはございますけれども、具体的な使途がこれというものがある訳ではございません。特に地域振興基金につきましては、寄附金等が積立の原資ということになっておりまして、目的については、子どもの健全育成対策や快適な生活環境の形成に充てるという事しておりますので、未来において活躍いただくための子どもさんの育成に対する事業に使うことはできるかと思っております。例えの中で質問いただいております成人してからの応援的な事業につきましては、具体的にどの程度の金額を考えてみえるかわかりませんが、実際にここに書かれてみえますような、Ｕターンによる起業や、住宅の支援などにつきましては、今、移住交流のＵターン関係の補助金制度もございますので、そういったところも活用いただければと思っております。今の所基金を使ってその施策をするという事は考えておりませんが、必要に応じて財源の許す限りのＵターンに関する支援についてはやる事は可能かなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(6 番 佐伯好典君)

○ 6 番 はい、基金についての考え方はわかりました。現状でＵターン、Ｉターン、また起業資金として、商工会と連携してやっているものはあるんですけども、この間、先ほども申したように、伊佐治議員の質問の中にもあったように、こういった制度を作ってはどうかで作っても、他で真似をされるので、結局は頭が出ませんよというようなご答弁だったと思うのですが、やはり、今の時代いかにインパクトを出していくかという形、確かに今、すでにそういった方々への補助はあるのは存じていますが、やはりその中で、白川町ならというようなインパクトある財源に対しての基金活用が、今後また前向きに検討していただければなあと思っておりますので、よろしくお願いします。続いての質問に参ります。続いては公共施設総合管理計画についてです。平成２７年３月に策定され、最近では令和４年３月に改訂された、本町の公共施設総合管理計画について質問をします。この計画では平成２８年から令和３６年までの４０年間の計画であり、町の人口減少に伴い負担比率が上がっていく公共施設についての考えや、方向性が示されています。当然、公共施設とは、日頃から町民が利用しているふれあいセンターをはじめ、学校などの教育施設、インフラにあたる道路や水道など、町民生活に直結するこ

とであり非常に重要なものだと考えます、計画が終わる令和36年まで30年以上ありますが、将来へ向けて行政と町民が一体となり、白川町をどうしていくのか、その方向を見出せるきっかけになればと考え質問をします。この計画では策定から何回か改訂を経て現在に至りますが、この計画の中でそれぞれの方向性は示されていますが、具体性に欠けているのではないかと思います。公共施設は、町民の生活や福祉に直結する問題であり、より具体性を持って将来のまちを描き、その計画を持って町民と語る材料にするべきものだと考えます。計画終了はまだ30年先ですが、だからこそ早い段階で具体性を持った計画に改訂し、進めていくことが必要だと考えますが、町の考えをお願いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。
(総務課長 藤井充宏君)

○ 総務課長 ただ今の公共施設等総合管理計画について、私の方から答弁いたします。ただ今、議員から方向性は示されているが具体性に欠ける、具体性のある計画にして町民と語る材料にすべき、とのご意見をいただきました。議員おっしゃる通り、この計画では具体的な内容まで踏み込んでおりません。まず、その理由を説明させていただきます。初めに、この計画がどういうものであるか策定に至る背景を説明します。全国的に公共施設が最も多く建設されたのは1970年代ですが、当時建設された多くの公共インフラが今次々と更新時期を迎えています。一方で地方公共団体は厳しい財政状況となっており、更には人口減少、少子高齢化などにより、利用状況が建設当時と随分変わってきています。こうした状況から、総務省は公共施設などの統廃合や再編を計画的に推進するため、平成26年4月に各自治体に対し公共施設等総合管理計画を策定するよう要請しました。これを受けて本町では平成27年度末に計画を策定したものです。この計画がないと国庫補助が受けられない事業があることもあり、全国市町村の99.9%が策定済みの状況となっています。その後、更に、国から全国自治体に見直し要請があり、本町では策定から6年経過した令和4年3月に改訂を行い現在に至っています。次に、この計画の目的ですが、これまでのような個別、施設ごとの統廃合や更新にとどまらず、中長期的な視点をもって全面的に見直し、総数、総量の削減、経費の抑制を前提として推進するものです。本町の場合は計画期間が平成27年度から令和36年度までの40年間の長期計画で、151の公共施設と町道、橋梁、水道管路などのインフラを対象としています。これからわかりますように、公共施設等総合管理計画とは、町の全ての公共施設とインフラを管理していくため統一した

基本方針を示すものです。この統一基本方針の下、それぞれの部署で個別の施設計画を立てるという構成になっています。これがこの計画本体に具体的な内容が記載されていない理由です。なお、個別の施設計画はそれぞれ具体性を持っていますが、その施設やインフラごとに検討すべき内容が異なるため、具体性の度合いは一律ではないのが実状です。最後に、町の考え方ですが、町民の生活基盤である道路や水道などのインフラ施設は、費用をかけて長寿命化を図り、公共施設にあっては、利用状況や使用頻度などから十分検討を行い新しく造るから賢く使い賢く縮小するに移行していくのが基本方針です。そのためには議員がおっしゃるように、町民と語る機会は今後ますます重要になるものと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(6 番 佐伯好典君)

○ 6 番 はい、町民と語るためには、という形で答弁をいただきました。なかなか具体的なもの、それぞれ基準が違うということはわかるんですけども、やはりこれだけ人口が減っていてこれからも多分加速度的に人口が減る中で、この計画は40年間、まだ30年以上先があるという形で、やはりその何も具体性がなくてですね、なくてということもないんですけども、こうしなければいけないといういろんな予防策が書いてあるんですけど、基本的な考え方、その中で長寿命化を図りますとかいろいろそういった方針は書かれているんですけども、やはり現実的に見える形で、ここでの簡易水道の方の維持費とか見てもですね、グラフがずっと同じ棒で、どういうふうに、どこが老朽化していった、そのためにどれぐらいの費用がかかるっていうのがもう平均化されて出ているため、ある意味危機感を感じづらいところがあるんですね、橋梁なんかは結構ちゃんとグラフで何年に、多分橋梁を治すからって形で、予算がポンとそこに書いてあるんですけども、やはりそういう、町っていうのは町民自体が、自ら考え、いろんなアクションを起こすということが今後特に重要になってきます。人口が減れば減るほど、その力ってのは落ちていくということで、やはりいろんな公共施設、白川町も広いので、本当にその各地にあるものを、住民サービスをできるだけ落とさないようにキープしていくっていう中で、それを壊すというのはなかなか難しいと思うんですけども、他の、とある自治体ではですね何年後、その計画は20年なんですけど20年後までには、今ある公共施設の床面積を現状の何分の1にする、というようなそういった完全な具体性ではないんですけども、その目に見える形で、町民に投げかけられる、例えばこの40年後には人口がこれぐらい

になっているので、どうしても公共施設の面積はこれぐらいにする計画を作らなければならない、それについてやっぱり出すことによって、町民もそんなにきているのか、ということを改めて実感して、逆に、じゃあどこが減らされる可能性があるのか、でもここは住民にとってとても大事だ、ならここをどうやって守っていくかっていう話、意識が芽生えたと僕は思うんですね、ですので、なかなか今この状態ですぐ作るのは難しいかもしれないんですけども、やはり具体的な数字を出せない出せないというだけではなくて、その個々であるのであればその情報を出すべきですし、40年というのは僕も後30年間ですか、この計画は30年なんですけど、僕ももう80近くなってる訳です、その時の、ある程度のこの町はこういうふうになってますよ、こうしないと守っていけないですよっていうような指標になるような数字っていうのは次の改訂で出して、やはりそこから語り合うという事を始めていく必要があるんじゃないかなと僕は思うんです。ですので、なかなかその難しいのはわかるんですけども、ぜひその次の改訂において、もう気持ち、町民に訴えかけられるような内容にしていきたいという願いがあるんですけども、その点についてご答弁いただければありがたいです。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

○ 総務課長 確かに、この総合管理計画自体は40年、しかも内容について具体的な所が載っていないんですけども、これはやっぱり先ほど申し上げましたけども、統一的な基本方針を表すものという性格で作られております。この作り方によっては、市町村によってももう少し細かい部分まで出している所もあるかと思えますけれども、白川町の計画の作り方の構成としましては、総合管理計画についてはもう統一的な基本方針のみ、具体的なことは、個別の施設ごとに計画をつくるということにしております。総合管理計画だけ見るとどこを捉えていいんだというようなことになると思うんですけども。個別の施設計画の中ではもっと短いスパンで、具体的な内容を町民の方に対して情報提供していくことはできているのかなというふうに考えております。例えば、最近の事で言えば庁舎建設、それから学校統合の問題といったようなことについてもそれぞれの施設について将来を見越して、大体こういう事、状況になっていくから統合が必要だ、建設が必要なんだということを示しておりますし、また住民の方に対しての説明の方についても、例えばの庁舎を建設で言えば、実際河岐に決まりましたけども、もともと、一番最初に皆さんに意見を伺った段階では、黒川や佐見そういったところに作る事もなんとなく描いてもらいながら話を始めていったという経緯がございます。それに、学校の再編につきましても、今何度も何度も具体的な内容を示しながら統合の必要性であるとか、そういったことを示して、それに対して町民の方の意見を伺うと

いう機会を持っております。大きな例で言えばその二つなんですけれども、またそれ以外の施設についてもその時期によって、具体的な内容を示して、それに対して住民の方のご意見を聞きながら進めていくということ是可以すると思っておりますので、その他の施設についても同じような考え方でいきたいと思っております。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(6 番 佐伯好典君)

○ 6 番 個別のものに関しては詳しく書いてあると、また、その学校の統廃合、新庁舎に向けてという形では、情報提供しているというふうなお話でした。確かにそこら辺についてはですね、きっちりと計画し、議会も特別委員会を作ってますね、話し合ってきましたし、町民からの関心も高い事かなと思うんですけれども、でも変わってみると、これについてはですね、道路だったり、簡易水道だったり、なかなか表に出てこない、しかも、それだけ個別でどう発信するのか、どうまた町民がそこにたどり着いて、それを元に話をするのか、また、例えば学校の統廃合でもですね、数年間のその学校についての話し合いの中で出てきた話で、この計画のように20年先、30年先という形ではない訳なんです、確かに個別のものを見ればわかると思うんですけれども、こういった1個の資料で全てを網羅している物の中にも、その個別の案件について、新しく更新したものは改訂のたびに資料として入れ込んでいただいて、これを見れば、40年先の、基本計画だけではなくて、その中で決まって動いてるものみたいなものも入れていけたらより良いと思うんです。なかなか個別個別の情報について、なかなかその町民一人一人、地域、議会もそうなんですけれども時間を持ってたどり着けないこともありますので、こういう大きな総合計画の中で、もう少し今現状始まったこととかですね、近い将来わかった所というところで、40年だけど今ここは進んでいますみたいな、そういったやっぱりもう少しわかりやすい、あの地域の方へ住民の方が見たときに、ああなるほどって思えるような、そういった1個の資料というものがあると非常にいいなと思っておりますので、そこについての検討をぜひしていただきたいなと思うんですけど、そこだけ最後にちょっと、お答えをお願いします。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

○ 総務課長 はい、今、議員おっしゃるような形で、町民の方にお示しできればいいかなと思います。できる限りそういう事にはしていきたいと思っておりますけれども、やはり具体的な事となると、担当の部署の方がそれぞれ知恵を絞りながら今進めておりますので、後はそれをどうやって町民の方に伝わるよう、どう伝えればいいのかということだと思うので、それを1つのもので、例えば今、所管、私、総務課の方になりますけれども、総務課が一旦それを取りまとめて出す方がいいのか、各所管

の方でもっと伝えやすい方法でもって理解を求められるような方法で伝えていく
かっていうあたりは少し研究をしてできるだけそのことばかりに労力を割いてし
まうと、なかなか今の職員のこれだけの人数の中であの十分対応できない部分も
ありますので、できる範囲内で進めたいと思います。参考にさせていただきます。

○ 議 長 答弁は終わりました。

○ 議 長 6 番佐伯好典君の質問を終わります。

○ 議 長 次、2 番杉山哉史君。

(2 番 杉山哉史君)

○ 2 番 議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。今回私は行
財政改革大綱について、質問いたします。本町では、昭和 6 0 年度に最初の白川
町行財政改革大綱を策定して以来、平成 2 7 年度に平成 3 1 年度までの 5 カ年を
期限とする第 6 次行財政改革大綱を策定し、行財政の改革に取り組んできました。
この間には、課や係の統合などの行政機構の見直し、町職員の大幅な削減、事務
事業の見直しや、民間委託の推進、町債残高の削減や基金積み立てなどによる財
政の健全化などを積極的に実施し、一定の成果を上げてきました。しかしながら、
少子高齢化の進行、地域コミュニティーの弱体化、農林業のみならず商工業も含
めた産業の縮小や低迷など、地域社会を取り巻く環境は厳しさを増しており、住
民のニーズは複雑多様化しています。行政運営も年々複雑かつ困難となってい
くことが予想され、今後も引き続き一層の行財政改革が必要となってきます。そ
こで、今後の行財政改革大綱の策定と、行財政改革の推進に対する考え方について
伺います。まず、1 点目ですが、始めに第 6 次行財政改革大綱の基本方針と
概要、また、それに対する評価についてご説明いただきたいと思います。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。副町長。

(副町長 安江章君)

○ 副 町 長 1 0 月まで総務課長をしておりましたし、第 6 次行財政改革大綱は、当
時、私が担当をしておりましたので、杉山議員の質問には私から答弁させ
ていただきます。安定した行財政運営を続けるためには、絶えず今の行政
執行の状況が正しいのか、見直すべき点はないか、継続して検証していく
必要があります。そうした視点で必要な事業を網羅し、計画としてまとめ、
それらの事業を研究したり、実施したりすることで、健全な行財政運営を
進めることを目的としているのが行財政改革大綱です。現在は第 6 次の大
綱を延長して事業を進めている所です。とりわけ、第 6 次の大綱は、策定
の年に、民間の研究機関である日本創生会議が、消滅可能性都市を発表し、
その中で白川町は県下でワースト 1 と示されたことから、計画では空き家
を資産に代えるなど、定住化の促進にも着目しています。事務事業の見直

し、組織・機構改革、財政健全化の推進、行政運営改革、職員の意識改革といった5つの柱を設け、柱ごとに手続きの簡素化や民間委託、施設の統合など、講ずべき施策をまとめています。また、大綱とは別に、さらに事業を細分化した実施計画も策定して行財政改革に取り組んでいるところです。さて、評価についての質問もいただきました。冒頭、私たちは、絶えず行政執行の状況を確認し、検証し、見直す視点が大切であるといったお話をさせていただきましたが、正直申し上げて、行財政改革大綱については、毎年、評価をし、見直しをかけるといった作業まではできていないのが現状であり、反省しているところです。現在は計画の策定に合わせ、5年間を振り返って、計画期間の内容について評価をしている状況です。ここでは、令和元年度において行った実施計画の達成状況について報告させていただきます。実施計画には75の実施すべき項目を挙げておりますが、それらを、達成した項目、おおむね達成しているが今後も引き続き実施する項目、一部達成しているが今後も引き続き実施する項目、ほとんど達成していないので継続する項目、背景事情により検討すべき項目の5段階で評価しています。達成した項目は7つ、おおむね達成しているが今後も引き続き実施する項目が31、一部達成しているが今後も引き続き実施する項目が30、ほとんど達成していないので継続する項目6、背景事情により検討すべき項目1という結果となりました。サポートセンターの設置など、大きな成果を上げているものもありますが、行財政改革に関する事業は当然ながら継続が必要であり、多くは概ね、若しくは一部達成しているものの、引き続き実施することが必要との評価になっています。事業の設定によって評価が難しい項目もありますので、目安として参考にいただければと思います。以上、一つ目の質問の答弁とさせていただきます。

○ 議長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

○ 2番 評価について、副町長の方から毎年行う事にはなっているが、残念ながらできていないというお話があって、令和元年度時点での評価をいただきました。達成したのは7つ、概ね達成したものが31、一部達成が30、いずれも引き続き実施するということですけども、そういった結果を見ますと、十分進めてこられたのかなという気がして、第6次行財政改革大綱については一定の評価をするところでございます。次にも関わってきますので、2つ目の質問に入らせていただきます。行財政改革大綱については、先ほどもお話ありましたように、令和元年度までの第6次大綱が終了しておるということですが、それ以降、新たな大綱が策定されていません。現在の状況と今後の策定予定はどのようなのでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。副町長。

(副町長 安江章君)

○ 副 町 長 令和元年に、白川町行政改革推進協議会を立ち上げ、ご意見を賜りながら第7次白川町行財政改革大綱の策定を目指しておりましたが、第1回の会議以降、新型コロナウイルス感染症が猛威をふるう中、思うように会議が開催できず、委員の委任期間がきれてしまいました。新型コロナウイルス感染症は、行財政のあり方にも大きな影響を与え、デジタルトランスフォーメーションをはじめ、急速にオンライン化も進んだ所でございます。また、時期を同じくして、役場庁舎の整備計画が具体化してまいりまして、この整備計画に則した行財政改革案の検討が必要となってまいりました。ただし、当時は、庁舎整備基本計画、基本設計前の段階であり、直ちに行財政改革大綱に反映することが難しい状況にありました。こうした状況から、ウィズコロナ時代の行政のあり方を見極めつつ、庁舎整備計画の策定を待って、それらを勘案した大綱とすべく、第7次行財政改革大綱は策定時期を繰り下げることにいたしました。第7次大綱策定までの間は、第6次白川町行財政改革大綱を延長し、これに沿って行財政改革に取り組んでいるところです。庁舎につきましては、基本計画が出来上がり、新庁舎の概ねのイメージが出来上がりましたので、現在、基本計画に沿って、新庁舎をイメージしながら、機構改革、窓口対応、事業の振り分け等の協議を進めているところです。これまで物理的に実施が困難であった事業もありましたが、新庁舎の整備に伴い、多くの事業の実施が可能となりそうです。新庁舎の整備を見越した上で、新たな計画についてはできれば令和5年度中にまとめ上げたいと考えているところでございます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

○ 2 番 はい、令和元年度に第7次大綱策定に向けて協議会を立ち上げて取りかかったということですが、新型コロナなどの諸事情によってなかなか難しかったので現在は6次大綱を継続しておると、庁舎建設を見越して、令和5年度中に第7次大綱を策定するという答弁だったと思いますけども、令和5年度まで、令和元年に切れておりますので、2、3、4、5と4年間大綱の間が空く訳です。1点目の質問の答弁にも関係するんですけども、大綱を毎年見直す、毎年公表するというふうに6次大綱には書かれておりますけども、毎年できていないということでした。令和元年度に完了したものが、その後見直しをされず、令和5年度まで継続するというのはいかにもちょっと、もう少し継続するにしても、見直しをする必要があるんじゃないかと、新しい大綱をつくるのも大事ですけど、現在どのようになっているのか、見直しをして、それを6次大綱にあるように、一定の公表を

していく必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。副町長。

(副町長 安江章君)

○ 副 町 長 はい、ご指摘の通り本来あるべき計画が今無いという状況ですので、全く影響が無いという訳ではございませんけれども、先ほども答弁をさせていただきましたように、行財政改革大綱については、多くは継続を必要とする事業ということでございますので、そうした継続する事業について、延長をかけて行っている所でございます。特に先ほど言いましたように令和2、3、4年、確かに新しい計画はございませんけれども、実は検証、評価をする期間としては長い期間を得ておりますので、現在、過去に遡って、どういった事業ができていて、どういった事業ができていないのか、更には、先ほども言いましたけれども、庁舎建設に向けて、どこができて、更に庁舎建設の後はどういったことに取り組んでいかなければいけないのか、そんな所について時間をかけて協議をしているところでございます。これまでの計画策定と違いまして、庁舎建設という新しい、今までに無く、新たな動きができる機会を得ていますので、職員についても前向きな検討が進められておりますので、この点は評価すべき点かなというふうに思っております。ただ、ご指摘の毎年評価をするというところは反省をしているところでございますので、こちらについては、例えば総合計画については、毎年評価検証が行われておりますので、そういった評価に合わせて、行財政改革も評価をし、それを検証し、職員にフィードバックしてみんなで共通した認識で進めていくとそういった仕組み作りを進めてまいりたいと考えております。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

○ 2 番 はい、今、答弁であったように進めていただきたいと思いますけれども、第6次大綱には先ほども少し触れましたけれども、計画の推進状況は町民の皆さんにもわかりやすく公表していく事とします。と書いてありますけれども、行財政改革大綱、特に役場の内部、行政の推進に関わることについて、なかなか町民の理解を十分できるわけではないので、私は公にそんなに公表する必要があるのかなと個人的には思いますけれども、それよりも何よりも、やっぱり役場の中の職員がお互いに共通認識をして、常に改革の意識を持つことが大事だと思います。先ほど、副町長は、新しい大綱の策定に向けて、庁舎の建設に向けて職員の間でいろいろ検討をしておるという答弁をされましたけれども、行革大綱についての中身について、職員がどれだけ認識をしておるのか、若干疑問に思う所もありますので、その点はきちっとやっていただけたらと思います。後の質問にも関係しますので次の質問に、移らせていただきます。令和5年度中に新しい第7次の行革大綱

を策定するということでしたが、その大綱の策定や行財政改革を推進する上での、基本方針重点についてはどのようにお考えでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。副町長。

(副町長 安江章君)

○ 副 町 長 第7次の行財政改革大綱につきましては、これまで同様、安定した行財政運営を続けるために、第6次の大綱を踏襲しながら、最小の経費で最大の効果をあげ、町民の幸福度を上げるという視点で、町長のマニフェストにある攻めと、守りのバランス感覚を意識しながら、各種の施策をまとめ上げたいと考えています。少子高齢化、農林業の衰退、学校統合、まさに課題山積の中、デジタルトランスフォーメーション、定住促進、関係人口の構築などは今後もカギを握るものと思っています。先ほども少し触れましたが、新庁舎の完成を境にスタートさせる事業、庁舎完成の後、早い段階で取り組まなければならない事業、さらには少し長い視点で取り組まなければいけない事業等、第7次においては実施時期を見極めた計画にしたいと考えています。更に、これまでの計画は、本町においては物理的に難しいとわかっているにもかかわらず計画に取り入れていた事業や、マイナンバーの活用や押印の廃止など、国や県の事業と足並みをそろえなければいけない事業なども混在していましたので、そのあたりも整理しなければならないと考えています。いずれにしても、行財政改革は常に見直しながら実施することが求められますので、職員一丸となって継続して取り組んでまいります。議会におかれましても、平成17年に、大幅な議員定数の削減に取り組まれたほか、昨年には議会基本条例を制定されるなど、これまでさまざまな事業に取り組まれておられます。今後とも、行政、議会一緒になって、引き続き健全な行財政運営を推進すべく、一層のご理解とご協力いただきますことをお願いしまして答弁とさせていただきます。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

○ 2 番 はい、第6次の大綱をおおむね踏襲するというので、確かに行財政改革に対する考え方というのはそんなにころころ変わるものではないですので、踏襲することは理解できますけれども、私が一番思いますのは、行財政改革大綱、今の時代でそれを行っていくにあたって、一番大事な事というのが、組織事務事業の見直しとか、組織機構の改革、そういった表面的と言っているのかどうか分かりませんが、そういった事ももちろん必要ですけれども、今、大切なのは、職員の意識改革などの内面的な改革が重要なのではないかと考えております。よく最近地域の人から聞くのに、役場職員の顔が見えなくなった。見えなくなったというのは、まったくおらんっていう訳じゃなくて、地域との繋がりが以前と比

べて薄くなってきたという意味だと思いますけども、そういった話をよく聞きます。これには、白川町の特殊な事情もあって職員の削減などによって急激に職員数が減って、その反動で今度新しく採用したときに急激に若返ってきたというような職員構成が変わってきたという問題ですとか、今の社会情勢にもあるように、町民の転出が増えて、新しい職員も町外の職員が増えてきた、白川町になじみのない職員が増えてきた、といった理由、それから、ここ3年はコロナ禍にあってなかなか行事ができない、地域へ出向くことが少ない、そういった様々な理由があると思いますけども、確かに町職員と地域との繋がりとか交流、そういったものが薄れてきているというのは、私も感じるところでございます。町長のマニフェストにもあったと思いますし、総合計画の中にもありますけども、これからの時代っていうのは地域力の向上を目指していくことが大事で、やはり行政だけでできることばかりではないので、地域の力を借りていく、地域と行政が一緒になってやっていくということが必要になってくると思いますけども、そのためにはなかなか地域の方達だけでは難しい面もあるので、そこには、町の職員の力というのが大変重要になってきます。町の職員のそういったことに対する力添え無しでは地域のいろんな事業もやっていけないのではないかと考えております。9月の町長の所信表明でも、住民主導を行政が支援することが望ましいと言われておりますし、住民力が薄れている、それを育てていかなければいけない、職員の育成、特に政策能力の向上に取り組むというふうにおっしゃっています。また、庁舎建設に伴って、出張所で事務手続きが可能になる利便性の向上も目指すというふうにおっしゃっています。それに合わせて出張所を中心とした地域での地域作りの活動、そういったものを推進して行っていただきたいと思います。そのためにも、ぜひとも行財政改革の柱として、地域に愛着を持った職員の育成ということも入れていただきたいなと思いますけども、どのようにお考えでしょうか。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。副町長。

(副町長 安江章君)

○ 副 町 長 はい、杉山議員のおっしゃられた職員の意識改革、実は私も行政改革の一番の肝はこの部分にあるんじゃないかなというふうに思っております。最近、コロナというようなことがありまして、なかなか通常の業務ができない状況の中、また若い職員が増えてきている状況の中で、仕事において本当にいろんな指導が行き渡っているのか、人材育成についてまだできることがあるんじゃないか、そんなところは検証しながら、また進めていきたいというふうに思っております。更にはご意見いただきました、地域においての顔が見えないというような部分、これも実は私も最近職員に対してもそんなことについて話をしたことがありますけども、やっぱり町の職員である以上、一番大事なのは、町民との対話であるという

ふうに思っています。とにかく積極的に自分から町に出て、交流を図って顔を覚えてもらうといえますか、そういった仕事の取り組みについて、推奨しているところがございますので更に、その辺については強く職員に働きかけをしていきたいなというふうに思っております。また、支所機能の強化といえますか、地域力の向上ということで、ご意見をいただきました。本来これは町長が答弁される所かもしれませんが、町長のマニフェストでもその辺の所を訴えられております。支所機能の強化という中で、人材の貼り付けといったようなことについては町長も私も同意見であります。ただ、地域にどういった仕事があつて、町としてどういった支援ができるのか、更にはどういった人材がいいのかその辺の所も早々に検討いたしまして、新しい体制を構築できないかなというふうに思っているところがございます。町長は特にＩＣＴの活用ですとか、オンラインの活用といったようなことも含めての支所機能の活用という事をおっしゃっておりますので、その辺のところも大綱の中に組み入れていきたいというふうに思っております。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

○ 2 番 はい、本当に私が申し上げた事と副町長の思いは、多分一致しているんだろうなと思って、今答弁を聞いてって本当に安心しました。第6次大綱の実施事業の中の一つに、地域と一体となって具体的な活性化対策事業に取り組む地域担当職員（兼務辞令による）そういった職員の配置について検討するということが書かれております。まさにここじゃないかなと思いますけども、これから進めるに当たっては、役場の仕事も細かい事務を進めていく事も大事ですけれども、ぜひ、この地域担当地域を支える職員、片手間じゃなくてそれを職務として行う職員っていうのを考えていっていただけたらなと思っております。そういったことも含めて最後に町長に職員の意識改革を中心とした行財政改革に対する考え方を簡単にお聞かせいただけたらありがたいと思います。

○ 議 長 質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

○ 町 長 ありがとうございます。多分、地域担当職員という話は、おそらく議員が職員の頃に、よく言っておられたなと思ったので、そういう所かなと思いますが、ちょっと無茶な考え方かもしれませんが、ちょっと考えた中では職員も100人ちょっとおりますが、全体で3,000世帯弱に今なっていますので、1人当たり割り振って、1人20件から30件、あんたはこの家のお守りをするんやよということで割り振っちゃえばもう本当に全部当てるかなとか思ったこともありました。それはちょっと無茶な話なので、それはできませんけれども、以前にそれ

それぞれの自治協議会ごとに地元の職員が入って、その中でいろんな話をしながら交付金をもらって活動していくという事をやっておりますけれども、どうもあれも尻すぼみになってしまったということもあって、なかなかよそから来た地元でない職員が、違うところで活動するのは難しいかもしれませんが、今日の一般質問の中で、三戸議員からもお話があったような、ちょっと自分の事で申し訳ないけど、黒川地区においては本当にあの集落支援員の方がいろんな事で動かれて、先ほどの空き家の話もそうですけれども、それ以外の部分についてもいろんな動きをされていて、とても話をする場がたくさんあります。そういった中で進めておられますので、各地域それぞれに色がございますので、同じような動きはなかなかしにくいのかかもしれませんけれども、出張所の機能強化ということをマニフェストに挙げさせていただいたので、イメージとして皆さん職員数を増やして出張所にも大勢の職員がおってみたいイメージを持たれるかもしれませんが、なかなか今の町職員の定数の中ではそれも難しい状態の中でございますので、できればそういった集落支援員的な、本当に地元の中で地元の事をよく知っていて動かれるような方が実際にやっていただくと一番いいのかなとは思いますが、これも今構想だけの話で、実際具体的に言うとなかなかそういう方が見つかるかどうかということもありますし、地域の方がそういった気分になってこないといくら人を作っても、どうしようもない所もありますので、そういったところも説明を持たせないかんかなとは思っております。いろんな中で、今度庁舎ができて、手続き関係も出張所でできたりとか、一番ネックになってくるのは人が減ってきて、それぞれ各地域のニーズがおそらく違うと思われれます。抱える問題も多分違うと思っておりますので、そういった中で相談ができて人を集めながら、みんなで話ができるような、そういった体制ができると一番いいかなと思いますが、次年度以降職員の体制も考えなければいけませんけれども、もう今既に応募が少ない事態もあったりで、定数が確保できるが難しい状態になってきておりますけれども、そういった中の職員で動いていきますので、職員以外のそういった地元の方を活用したようなことも考えながら進めていきたいなと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○ 議 長 答弁は終わりました。再質問ありますか。

(2番 杉山哉史君)

○ 2 番 大変前向きな答弁をいただきましたので、答弁いただいたことを推進していただくことをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。

○ 議 長 2番杉山哉史君の質問を終わります。

○ 議 長 以上で一般質問を終わります。

ここで午後2時10分まで休憩します。 (午後1時59分)

- 議 長 再開します。 (午後2時10分)
- ◇日程第4 承第5号 専決処分した事件の承認について
専第7号 令和4年度白川町一般会計補正予算(第3号)
- 議 長 日程第4 承第5号 専決処分した事件の承認について、専第7号「令和4年度白川町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。報告を求めます。
総務課長。
(総務課長 藤井充宏君 登壇)
- 総務課長 承第5号 専決処分した事件の承認について、専第7号「令和4年度白川町一般会計補正予算(第3号)」により、報告をし説明する。
- 議 長 報告が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
承第5号を報告の通り承認することのすることにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、承第5号専決処分した事件の承認について専第7号令和4年度白川町一般会計補正予算(第3号)は報告の通り承認をされました。
- ◇日程第5 議第40号 白川町個人情報保護法施行条例の制定について
- 議 長 日程第5 議第40号「白川町個人情報保護法施行条例の制定について」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。
(総務課長 藤井充宏君 登壇)
- 総務課長 議第40号「白川町個人情報保護法施行条例の制定について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明をした。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
議第40号を原案の通り可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第40号「白川町個人情報保護法施行条例の制定について」は原案の通り可決しました。

◇日程第6、議第41号白川町情報公開条例の制定について

- 議 長 日程第6 議第41号「白川町情報公開条例の制定について」を議題とします。
説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

- 保健福祉課長 議第41号「白川町情報公開条例の制定について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明をした。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

議第41号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議第41号、「白川町情報公開条例の制定については」原案の通り可決しました。

◇日程第7 議第42号 白川町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について

- 議 長 日程第7 議第42号「白川町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について」を議題とします。説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

- 総務課長 議第42号「白川町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

議題42号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議第42号「白川町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について」は、原案の通り可決しました。

◇日程第8 議第43号 白川町いじめ防止対策推進条例の制定について

- 議 長 日程第8 議第43号「白川町いじめ防止対策推進条例の制定について」を議

題とします。

説明を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君 登壇)

- 教育課長 議第43号「白川町いじめ防止対策推進条例の制定について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。6番佐伯好典君。

(6番 佐伯好典君)

- 6番 ただいまの条例ですけれども、いじめについての定義についてちょっとご質問いたします。国が定めた方のいじめの定義と、本町の定めた条例とかぶるんですけれども、一定被害生徒と一定の人的関係のある他の子ども、というふうに書かれておりまして、これ、対象は子ども同士というものをいじめと呼ぶような条文になっていますけれども、対象が例えば喫煙の僕が覚えている例では、誰がやったかわからない事例がありました。また、世間の中では非常に悲しいことですが、教師が関わっている事例もありました。このような場合、このいじめの定義には当てはまらないという形になってしまうと思うんですけれども、その場合の対処についてお聞きしたいと思います。

- 議長 質疑が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君。)

- 教育長 いじめの定義はこの文にある通りでして、子どもと一定の人間関係にあるものですね、やっぱり子どもと、子どもを想定しております。誰がやったかわからないような事件のようなことも起こりますが、そういう時の対処、それは、いじめにするかどうかは別として、対応はきちっとやっていくことになります。いじめも想定しながらですけどね、わかりますか。はい、子ども同士のいじめかもしれないし、子ども以外の者による犯罪といいますかね、そういったことも全て含めながら事実を明らかにして対応していきます。だから、教員がやったっていうのははっきりしているような場合は、教員に対しては不適切な指導といいますか、言動ということで、別の法律によって、規則によって、処分されるように、これはもう徹底してありますので、ここのいじめからは、外しています。以上です。

- 議長 答弁が終わりました。質疑を許します。6番佐伯好典君。

(6番 佐伯好典君。)

- 6番 すいません、今のご答弁で、ほぼ理解はしているんですけれども、そういった場合、いじめも視野に入れながらというようなお話だったと思いますが、いじめの定義の後半の部分、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。という形で、こちらがいじめかどうかというのを決めるのではなくて、そのやっぱり対象にされた生徒がどう思っているかっていうのを一番重ん

じなければならないという条文だと思うんです。ですので、基本そういうことがあつて、もう当該行為の対象となった子どもが苦痛を感じているのであれば、もういじめとして動く、それは対象がここでは子どもとなっているんですけども、それが例えばわからない場合でも、しっかりとその生徒が嫌だという意思を持っていれば、もういじめとして対応していただけるという理解でよろしいでしょうか。

○ 議 長 質疑が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君。)

○ 教 育 長 議員おっしゃった通りで、あの誰がやったかわからない場合も現実には起こりますが、いじめも想定しながら対処していくということで、おっしゃった通りです。

○ 議 長 答弁が終わりました。質疑を許します。7番梅田みつよ君。

(7番 梅田みつよ君。)

○ 7 番 佐伯議員と少し似ているところです。目的と定義についてなんですけども、これ、町立小学校と中学校というふうになっているんですが、町立じゃなかったとしても小学校中学校という定義なんですけども、保育園の中でも多少のいろんな今事件もありまして、そういった園児だからそういうことが起こらないってことも限らないし、あと、高校生ですね、高校になると、またいじめの質というのも相当変わってきて、町内にいるそういった高校生とかも、基本的には対象外という考え方になってしまうと、町内にいる高校生達がいじめ問題に悩んだ時にどこに相談するのかなっていう先もやっぱりちょっとあのしっかり一緒に検討していただいたいんですけど、この条例はあくまでも小学校中学校の子だけを対象にしたものという捉え方になるのでしょうか。

○ 議 長 質疑が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君。)

○ 教育課長 まず園児についての部分をおっしゃられましたので、その部分をお答えさせていただきます。他の町村では対象とする子どもに園児を入れている所がございますけども、本町では対象者を児童生徒としたところです。園児の間でいじめなのか、喧嘩なのか、という部分になりますけども、どちらかというと保育園に通う子どもがいる場合は、保護者と関わる中で、家庭状況を把握しながら対応しておるところですので、子育てに対する相談や指導を保育園、保育士と一緒に相談している形で把握をさせていただいておりますのでお願いしたい。もし、子どもへの、その虐待とかDVがあるようであれば、児童虐待、DV等のような要綱も作っておりまして、そこで支援をしていく、見守るって形になります。高校生につきましては、もしそのような形の家庭がございましたら、子育て支援係の方

でも町内の方で相談してみえる方もございますので、そういう相談事をもってみえる方がいますよって事をご提供いただいて、相談していくことになるのかなというふうに思います。よろしくお願いします。

○ 議 長 答弁が終わりました。質疑を許します。7番梅田みつよ君。

(7番 梅田みつよ君。)

○ 7 番 条例は条例でまず制定して、それ以外に対してももちろんあの真摯に、あの真剣に対応していくという姿勢であるというふうに理解しましたけども、それでよろしいかって事と、あと過去にあった佐伯委員もおっしゃったように、あのその事例について、3月が過ぎて4月になったらぱったりと無くなりましたというところで、やっぱり3月までの生徒なのか、あるいは教員なのか、それともまた他の関係者なのかわからない、そういったわからないまま4月を迎えて、ぴったりと止まったっていう、やっぱそういう事件についても、教育委員会として、本当に真摯な対応がちゃんとされてたのかということは、保護者の方からご意見を多くいただいておりますので、やっぱりこういった条例を作るのであれば、改めて気持ちを入れ替えて何かあったときは、しっかり町長とタッグを組んで、頑張っ取り組んでいただきたいなというふうに思いますのでお願いします。

○ 議 長 質疑が終わりました。答弁を求めます。教育長。

(教育長 鈴木雅史君。)

○ 教 育 長 議員おっしゃったように、この条例では、小中学生を対象にして構築しておりますけども、高校生につきましても、相談があれば承りますし、実際は高校生といますと高等学校ということになりますよね、ただそれは、高校だからそちらへどうぞ、お願いしますじゃなくてこの条例の一番の趣旨は、白川町の子ども小中学生に、条例では小中学生ですけど、子どもを白川の町民みんなで守っていこうというのは大前提としている趣旨ですので、あの条例では、小中学生を規定して、細かく作っておりますけども、保育園児にしても高校生にしても、心配なことがあったら、窓口を設けるというのがありますので、そういうところで相談してもらってみんなで守っていこうというのは趣旨です。後半に述べられたことについては事実を揃えていっても、なかなかはっきりできなかったのが事実です。食い違いはないと思いますけど、令和4年度になったら起きてないってことは、そういう事をここを出してないので、確かにその通りですが、令和3年度、2年度に誰もやってなかった訳じゃなくて、関係機関、警察とかに相談も何回もしておりますけども、やっぱりはっきりできないところははっきりできないものがあって、警察もね、やってもらえないところもあります。結局、令和4年度からは、この学校の取り組みの一番にあるように、本当に年間を通してその一人一人を大事にする、人権を大事にする、いじめをしない、というようなことの成果

が上がってきているというふうに私は理解しております。個人情報のもあつてなかなか難しいんですけども、みんなで子どもを守っていこうという、そういう趣旨を理解しながら、この条例についてご理解をいただきたいというふうに思いますよろしくお願いします。

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

議第４３号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議第４３号「白川町いじめ防止対策推進条例の制定について」は、原案の通り可決をしました。

◇日程第９ 議第４４号 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議 長 日程第９ 議第４４号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

○ 総務課長 議第４４号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

○ 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

議第４４号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。

よって議第４４号「白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案の通り可決しました。

◇日程第１０ 議第４５号 白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 議 長 日程第 10 議第 45 号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
- 説明を求めます。総務課長。
- (総務課長 藤井充宏君 登壇)
- 総務課長 議第 45 号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
- (「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
- 議第 45 号を、原案の通り決することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって議第 45 号「白川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案の通り可決をしました。
- ◇日程第 11 議第 46 号 白川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議 長 日程第 11 議第 46 号「白川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。総務課長。
- (総務課長 藤井充宏君 登壇)
- 総務課長 議第 46 号「白川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。
- (「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。
- 議第 46 号を原案の通り決することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
- よって議第 46 号「白川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案の通り可決しました。
- ◇日程第 12 議第 47 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議 長 日程第 12 議第 47 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整備に関する条例について」を議題とします。説明を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君 登壇)

- 総務課長 議第４７号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

議第４７号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。

よって議第４７号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案の通り可決しました。

◇日程第１３ 議第４８号 白川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 議 長 日程第１３ 議第４８号「白川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。説明を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君 登壇)

- 企画課長 議第４８号「白川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

議第４８号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。

よって議第４８号「白川町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案の通り可決しました。

◇日程第１４ 議第４９号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について

- 議 長 日程第１４ 議第４９号「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

について」を議題とします。説明を求めます。町民課長。

(町民課長 今瀬恵美君 登壇)

- 町民課長 議第49号「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について」について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。

議第49号を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。

よって議第49号「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案の通り可決しました。

◇日程第15 議第50号 令和4年度白川町一般会計補正予算(第4号)

議第51号 令和4年度白川町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

議第52号 令和4年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第
3号)

- 議 長 議第50号「令和4年度白川町一般会計補正予算(第4号)」、「議第51号 令和4年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、「議第52号 令和4年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第3号)」以上3件を一括議題とします。

- 議 長 お諮りします。

本件については、議案の補足説明を省略し、ただちに予算決算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。

よって、予算決算審査常任委員会に付託することに決しました。

- 議 長 お諮りします。

白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を12月16日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 はい、ご異議なしと認めます。

よって、審査期限は12月16日とすることに決しました。

○ 議 長 お諮りします。
本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。
これにご異議ありませんか。
(「異議あり」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。
ただ今決定しましたとおり、本日はこれをもって延会し、12月16日、本議場
において会議を開き、委員長の報告を求めます。なお、明日、16日は午後2時
30分から役場分館3階大会議室において、予算決算審査常任委員会
を開催しますので、各位のご参集をお願いします。
それでは、本日はこれをもって延会します。どうもご苦労さまでした。
(午後3時24分 延会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員